

日本の対中国電気通信事業投資について

——満州事変期を中心に——

疋 田 康 行

はじめに

本稿は、満州事変期の対中国電気通信事業への日本の投資をとりあげ、当該期日本の資本輸出の特質の一端を明らかにすることを目的にしている。

すでに我々は、戦前日本の対中国投資が、「行政権のない地域への間接投資⁽¹⁾」借款から、その行詰りの中で強行される軍事占領で傀儡政権下の直接投資へと全面的に推展する⁽¹⁾ことを強調してきた。本稿が対象とする電気通信事業においても、このことは基本的に妥当する。すなわち、有線電信借款や交通部電話拡張借款、海軍部雙橋無電台借款⁽²⁾などの第一次大戦期の借款にかわって、第一表に示したように、満州電信電話株式会社（以下、満州電々と略す）をはじめとして、日本支配下の傀儡政権との合弁特殊会社がつぎつぎに設立されていったのである。

借款供与の目的には、別稿⁽³⁾で指摘したように、帝国拡大のための日本独自のアジア国際電気通信網建設の一環とし

電気通信会社

華北電信電話株式会社	華中電気通信株式会社	廈門電気通信株式会社
1938年8月1日	1938年8月1日	1940年11月
北支那開発 26万株 満州電信電話 8万株 日本電信電話工事 8万株 国際電気通信 8万株 臨時政府 20万株 (内12万株は現物出資)	中支那振興 12万株 国際電気通信 4万株 日本電信電話工事 2万株 日本電気ほか 2万株 藤倉電線/沖電気 富士電機/東京製線 その他 維新政府 10万株	国際電気通信 0.56万円
合計 70万株	合計 30万株	
3,500万円 10,000万円	1,500万円	
電信・電話	電信・電話	電信・電話
北支那派遣軍 平津通信総局 華北電政総局	中支那派遣軍 華中電信公司	海軍陸戦隊
満州電信電話会社 通信省	国際電気通信会社 日本電信電話工事会社	台湾総督府通信局 国際電気通信会社

より作成。

て、(1)国際電気通信独占体によるアジア国際電気通信支配体制を排除、あるいはこれに食い込むこと、(2)中国をはじめ各国の国内電気通信政策と事業を掌握すること、(3)アジアを電気通信器材の独占的輸出市場として確保し、製造技術の未熟な分野でも大量受注により技術蓄積を進めることなどがあり、個々の借款ではこれらの目的が重畳していた。これに対し合弁特殊会社設立は、結論を先取りすることになるが、行政実権の掌握による投資環境の「安定」による面もあるが、政治的には日本側（とくに軍部）の各地での通信実権掌握の要求と傀儡政権の「通信主権の尊重」との妥協の産物であり、経済的

第1表 中国占領地

会社名	満州電信電話株式会社	蒙疆電気通信設備株式会社
創立日	1933年8月31日	1938年3月5日
創立時主要株主	日本政府 (現物) 33万株 満州政府 (現物) 12万株 南満州鉄道 7万株 生保団 11万株 放送協会 3万株 朝銀 2.65万株 縁故 3.35万株 一般公募 28万株 (金円18万株・国幣10万株) 合計 100万株	蒙疆聯合委員会 4万株 蒙疆銀行 8万株 日本電信電話工事 8万株 国際電気通信 4万株 合計 24万株
当初資本金	5,000万円	1,200万円
終戦時資本金	20,000万円	4,400万円
営業内容	電信・電話・放送・施設	施設(運営は蒙疆郵電総局)
設立前経営体	関東軍特殊無線通信部 東北電政管理处 満州国交通部郵務司	関東軍
関係組織	関東庁通信局 南満州鉄道株式会社	満州電信電話会社 満州国交通部

資料 『電信電話事業史』第6巻、『赤い夕陽』、『華北電々事業史』、『昭和財政史資料』など
 注 華中電信公司是、国際電気通信と日本電信電話工事の共同出資会社

には、軍部主導の電気通信網建設を政府予算制度に拘束されることなく機動的に実施するためであった。このため、工部省以来踏襲されてきた「通信国営」の原則は、すでに戦間期の国際電気通信設備の民有国営化実施により部分的に緩和されてはいたが、占領地域には適用できず、とくに中国東北部に隣接する関東州租借地では放棄せざるをえなくなったのである。

南方の日本軍占領・支配地域に目を広げると、**第二表**に示したように、占領軍当局の直営ないし国際電気通信株式会社の経営となっていた。おおむね、軍政施行地域内の電気通信は軍政当局が、間接占領地域

日本の対中国電気通信事業投資について

第2表 南方地域における電信電話事業経営形態

地域名	業務別	経営主体	備考
香港	全部	総督府交通部	昭和19年7月国際電通の委託経営となる 国際電通が報道通信・和文電報を取り扱う 国際電通が和文電報取り扱いに協力
仏印	全部	仏印政府	
タイ	全部	タイ国政府	
フィリピン	地域内 対外無線	軍政監部電政局 国際電通比島支局	
ビルマ	地域内 対外無線	軍政監部電政総局 国際電通ビルマ支局	
マライ	地域内 対外無線	軍政監部電政総局 国際電通マライ支局	当初は南方総局
北ボルネオ	全部	軍司令部通信局	
スマトラ	地域内 対外無線	軍政監部通信総局 国際電通スマトラ支局	
ジャワ	地域内 対外無線	軍政監部通信総局 国際電通ジャワ支局	
セレベス	全部	同 東インド総局	
南ボルネオ	全部	同 ボルネオ支局	
アンボイナ	全部	同 セラム支局	後にアンボイナ支局となる
小スンダ	全部	同 セラム支局	後に小スンダ支局となる
ニューギニア	全部	同 ニューギニア支局	

立教経済学研究第四一巻四号（一九八八年）

資料 『電信電話事業史』第6巻，表35，P.480

注 国際電気通信会社は「国際電通」と略した。

の域内通信と対外通信は国際電気通信会社
が、それぞれ分担して
いた。中国と南方の両
支配地域におけるこれ
らの電気通信事業体の
株式保有の関係を、政
府と民間資本を含めて
第一図に示す。これか
ら明らかかなように、一
五年戦争期の日本占領
地域における電気通信
事業は、特殊会社国際
電気通信会社を通して
統轄され、その外郭企
業には住友・古河の中
核とする電線・電機工

業資本が参加していた。また、満州電々は、華北電信電話株式会社の大株主でもあり、「大東亜共栄圏」電気通信体制の副軸の位置を占めていたこともうかがわれる。そこで本稿では、最初で最大の電気通信事業合弁特殊会社である満州電々を主たる対象とし、さしあたり日中戦争開始までの時期を中心にして、前記の課題に取り組むことにしたい。なお、「満州」など当時の日本側が用いた呼称には「」を付すべきだが、読みづらくなるので省略する。

(1) 柴田善雅「第4章 軍事占領下中国への日本の資本輸出」（国家資本輸出研究会編『日本の資本輸出―対中国借款の研究』多賀出版、一九八六年）、一二七頁。

(2) これらの借款については、前掲書所収の各論文、とくに坂本雅子「第5章 対中国投資機関の特質―東亜興業、中日実業の活動を中心として―」、および拙稿「日本の対中国電気通信事業投資について―借款を中心に―」（逆井孝仁教授還暦記念会編『日本近代化の思想と展開』文献出版、一九八八年）を参照されたい。

(3) 前掲、拙稿。

一 満州電信電話株式会社の設立

(1) 満州電気通信施設の接収

満州事変前、中国東北部の電気通信事業には、次のようなものがあつた。まず、中国側所管の事業としては、(1) 東北軍閥の東北電政管理処直営の電信・電話、(2) 各地の県の経営する電話、(3) 民間会社・個人の経営する電話があつた。また、日本をはじめとする帝国主義諸国の東北侵略によって設置されたものには、日本側の事業では、(1) 関東州租借地内にあつて関東庁通信局の経営になる電信・電話、(2) 南満州鉄道株式会社付属地内にあつて満鉄が経営する電信・電話、(3) 間島省内にあつて朝鮮総督府の経営する電話があり、さらにロシア帝国の権益を継承したソ連の北滿鉄

道の鉄道電話（公衆通信も扱う）があった。このほか、列強系通信社や新聞社の大小の無線施設などが混在していた。中国側施設のなかでは、東北電政管理処所管の無線電信電話施設が、おもに軍事目的のためにドイツのテレフォン社やイギリスのマルコーニ社の製品を核として東北軍閥によって奉直戦争以後積極的に拡大されてきた結果、「設備は最新の無線技術を應用して餘す所なく、運用も亦國內主要地に通信網を張り更に進んで國際通信網の擴張を企圖する等洵に侮り難きものあり」と評価されるまでに發達していた。事変以後、関東軍はまず東北電政管理処經營の諸施設を接收していくことになる。

関東軍は、一九三二年九月一八日柳条湖事件を合図に、ただちに奉天を占領、ついで東北部各地に戦線を拡大し、一月一九日には齊々哈爾、翌三二年一月三日には錦州、二月一日には哈爾濱と、つぎつぎにその主要都市を占領していった。この占領地域の拡大と平行して軍事支配の維持・拡大のため、交通・通信網の掌握も進められた。通信網の掌握については、関東軍特務部により三二年二月一七日に作成された「幣制、金融、財政、産業、交通ニ關スル政策概要」に、次のように述べられている。

「(一)事變前ノ狀況

有線施設ハ電信、長距離電話、市内電話及地方電話ノ四アリ 内電信、長距離電話及市内電話ハ東北電政管理處之ヲ統制管轄スル形式ヲ備ヘタルモ實体ハ無ク地方電話ト共ニ個々別々ニ經營サレタリ、其ノ施設中奉天及哈爾濱市内電話ハ自働式ヲ採用シタリト雖其ノ保修完全ナラサリシ爲切角ノ施設モソノ機能ヲ發揮シ得サル實情ニアリ、尚其ノ他ノ施設ハ規模甚タ小且幼稚ナルモノニシテ運用ハ拙劣極マレリ

無線施設ハ軍憲ノ特種目的ノ下ニ甚ダ完備セル施設ヲ有シ奉天ニハ國際無線電臺ヲ設置シ又哈爾濱、齊々哈爾、吉

林、奉天相互間ニハ常ニ完全ナル通信ヲ行ヘリ

(二)事變後ノ状況

新ニ東北電政管理處ヲ設置シ、主席顧問ニ關東廳通信局長櫻井學ヲ任命スル他數名ヲ顧問其ノ他ニ任シ、事變後ノ機關ヲ恢復シ統制管理スル實體ヲ備ヘツツアリ

一、奉天電話局ハ機械保修不良ノ結果機能ヲ發揮シ居ラサリシ爲、之カ手入ヲ行ヒ十二月三十日使用ヲ開始セリ

一、錦州溝帮子、打虎山ニ於ケル通信施設ハ一月二十四日迄ニ全部恢復、郵便機關開設ト同時ニ一般公衆電報並

電話事務ヲ開始セリ

一、奉天錦州間ニハ電信線一條ヲ新設セリ（二月一日竣工）

一、奉天長春電信線ハ十二月二十八日恢復、依テ奉天省ト吉林及黑龍江省各局間通信ヲ十二月三十日ヨリ開始セ

リ

一、哈爾濱及黑龍江省ノ有線無線電信電話機關ヲ東北電政管理處ニ隸屬セシムルコトノ承認ヲ得ルト共ニ一月十八日徐□（排日）ヲ罷免シ范培忠ヲ局長代理ニ任命シ更ニ會計上ノ取扱ニ就テハ顧問、岐部與平ノ加印制ヲ設定セリ

一、公主嶺、范家屯、新民及四平街開原ノ一部ノ支那側市内電話ハ支那側ト關東廳通信局ト合議ノ上日本郵便局ニ收容セリ

一、哈爾濱長春間通信線ハ二月十日完全ニ恢復シ、其ノ他哈爾濱市内施設ノ手入ヲ行ヒ二月十五日ニハ哈爾濱、齊々哈爾及大連方面相互間ノ和文電報取扱ヲモ開始セリ

二、郵政

支那側郵便事務各機關ハ奉天外各地共平常通り業務ヲ繼續シ居リ事變ノ影響尠シ

現在ハ今回設置シタル東北電信管理處ニ於テ統制事務ヲ管掌中ナルモ外國ト條約上關係モアリ今俄ニ積極的ニ處置ヲ施スハ時機ニ在サルヲ以テ各局及局員ノ動靜ヲ監視スルニ止メアリ

将来ハ新國家ニ於テ統轄管理セシムル方針ナリ

(□は判読不能の文字)

このように関東軍は、関東庁通信局の協力を得て、おおむね一九三一年末から三二年初頭にかけて、(1)戦闘で破壊された日本側通信施設を修復するとともに、(2)中国東北政權側が建設してきた各地の主要通信施設を接収、修理、改造し、さらに(3)和文電報取扱を北部地域にも強制し拡大していったのである。また、「政治的中立性」を標榜して関東軍の制圧下でも平常どおり事業を継続した郵政関係機関に対し、電気通信事業では排日分子と認めた中国人幹部職員の更迭を強行し、占領地軍政に不可欠の幹線通信網を掌握していった。なお、奉天にあった東北国際無電台は、関東庁通信局による修理が遅延したため、満鉄がかわって修理を担当し、その後も無電台の運営に携わることとなった。⁽³⁾三二年一月二日、関東軍は、軍事通信・宣伝放送・接収無線通信機関の指導を担当させるために特殊無線通信部を設置したが、この組織は関東軍特務部とともに「満州国」設立後の電気通信事業組織問題を主とする通信政策の立案にもかかわったのである。

(2) 現地案の作成

満州傀儡政府の設立が具体化し電気通信設備の基幹部分が掌握されたことから、この政府のもとで電気通信の管理運営をどのようにおこなうのかという政策課題が、早急に結論を出さねばならない問題となってきた。

関東軍は、奉天を掌握した一九三二年九月二二日、対滿政策に関する幕僚會議を開催し、傀儡政府を組織するが対ソ戦略上国防・外交は日本側が掌握するとともに、交通通信の主なものも日本が管理するという原則の方針をたてていた。さらに一二月八日に、関東軍第三課が「滿蒙開發方策案」を作成し、電気通信を「全滿統一」すること及びそれを関東庁（通信局）に管掌させるとしたが、依然として抽象的であつた。⁽⁴⁾ 電気通信政策が具体性を帯びてきたのは、翌三二年二月一七日に開かれた関東軍第一課・同特務部・同特殊無線電信部の三者の打合せ以後である。この打合せには、関東庁通信局が担当している東北電政管理処は加わっておらず、そこで戦前日本の伝統的通信官營主義に反する民營方式の採用が提唱されたのである。⁽⁵⁾

滿州電気通信事業の民營論は、特殊無線通信部庶務課長の中谷彦太（滿鉄出身）らが主張し、中谷は一九三一年秋に関東軍司令に対して意見書を提出した。これに対して桜井東北電政管理処主席顧問らは官營論を主張し、関東軍部内でもこれをめぐって意見の分裂・動搖が見られた。関東軍では中谷・桜井に論争させたが結論を出せず、まもなく本国からも通信省関係者を中心に官營論が関東軍に寄せられた。三二年一月一五日から二九日にかけて「滿蒙における法制及經濟政策諮問會議」が開催されたが、これに出席した蠟山政道らも官營論を主張したといわれている。こうした官營論攻勢にあつて関東軍では民營論は後退し、「石原參謀などは、総て官營で行こう、中谷なんぞ会社でも作つて甘くやろうといふのかなど、冗談にしても聞きすてにならないことという」と、中谷らが激怒する場面も現われた。中谷らは巻き返しをはかるため陸軍省や參謀本部にも民營論を説いてまわり、陸軍中央は通信政策について現地意見を統一するため、陸軍通信学校幹事の安田武雄大佐を関東軍司令部付として派遣した。安田は民營論を有利と判断し、その工作によつてやがて関東軍内部は民營論に統一されていった。⁽⁶⁾

前述の一九三二年二月一七日打合会決定は、関東軍最初の具体案でありこうした論争の発火点となったものである。この決議事項では、(1)関東州租借地・満鉄付属地内の日本側電気通信施設を含めて全満州の公衆電気通信施設を統一すること、(2)そのために日満合弁の「半官半民の特殊会社」を設立すること、(3)会社資本の過半を日本側で押さえ経営権を掌握すること、(4)「軍事上の要望」が貫徹される保証を不可欠とすることなど、満州電々の骨格が打ち出されている。なお、意見対立状況を考慮して、本文第二項に電気通信政策立案に関し特務部と特殊無線通信部とが協力することも規定されている。

これ以後、現地では、満鉄経済調査会(第三部第六班の白石半三郎が担当)も立案に係わり、一九三二年六月には同会決定案「満洲に於ける電気通信及放送事業統制案」を提出するなど、七月二三日の関東軍司令部「対満洲國通信政策」にいたる各種案が検討・作成されていった。⁽⁸⁾その経過の概略を、第三表に示す。前述した三者打合会決定は、関東軍特務部交通課「通信事業民營統制案」に、ほぼそのまま引き継がれている。見られるように、(1)官営か民営かばかりでなく、(2)満州法人か日本法人か、(3)日本側施設を含めるか否かなども、あらためて問題となっている。こうした問題の背景には、(1)満州国の「独立国」としての体面の「尊重」と、日本側とくに関東軍による通信実権の掌握との矛盾、(2)日本の既得権益⇨関東州租借地・満鉄付属地の通信権の確保と、満州全域の電気通信事業統一の必要性との対抗、そして、(3)関東軍が要求する広大な電気通信網建設のための資金調達の容易さの追求、などがあった。とくに既得権益に関しては、関東庁通信局という直接的利害関係者の有力な反対があり、民営論の中心であった特殊通信部も、三月の「滿蒙通信事業統制に關する意見」で、鉄道電話の一部と関東庁施設とを含む統合経営について「本案に示す事業範圍は滿洲に於ける日支通信施設一切を包含するものにして通信統制の見地よりせば最も合理的なるも

設立の現地案立案経過概要

概 要

租借地・付属地の施設も含めて統一運営，半官半民の特許会社案

「国内ニ於テハ通信ノ統一連絡ヲ主眼トシ併セテ海外連絡通信ノ充実ヲ期ス」

「有線無線ノ電気通信ヲ統一経営シ，経済幹線及之ニ付属スル支線ノ改良拡張ト主要都市電話施設ノ拡充ヲ行フ」

究極は日本管理下の半官半民の特許会社，当面は官営，次で満州国管理下の特許会社案

新政府管理下の半官半民の特許会社案

満州の現状では当分の間官営

満州国政府官営

日本法律下の特許会社（関東庁施設を出資，満州側施設は経営委託）

日本法律下の特許会社

日本法律下の合弁特許会社，日満両国から施設の経営委託を受ける

満州国法人の特殊会社を設立。租借地・付属地の日本側施設は日本政府管理下に同社に経営させる。鉄道・航空・警備用施設は除外。関東軍は人的・制度的に政策及軍事上の要求を徹底する。満州国政府は各種保護を与える。事業資金は日本側関係者より募集。

『満州国産業経済関係要綱集』第1輯，1944年10月，より作成

現下の情勢にては之が實現不可能なるべし」として、後退を余儀なくされている。

満鉄経済調査会決定案では、外国である満州国における電気通信の実権を日本側で掌握し大規模の設備投資を行なうには民営・特許会社形態が有利であるが、施設運用上また事業収益上、さらに投資の効率上、両政府所有施設の統合経営が不可避だとし、そこで生ずる既得権益擁護問題のため、両施設の「経営委任」を提唱している。また、会社株主は日満両国人に限定し、かつ日本政府と満鉄でその過半数を所有するとし、満鉄の経営参加を求めている所に特徴がある。だが、これでは両政府は現物出資が不可能になるのでその資本負担が過大になるおそれ

第3表 満州電信電話株式会社

作成日	作成機関	文書件名
1932年2月17日	関東軍特務部交通課	「通信事業民營統制案」……………
3月1日	満州国政府	「満洲國經濟建設綱要」……………
3月	関東軍參謀部総務課	「満蒙通信統制並管理に關する件」……………
3月	関東軍特殊通信部	「満蒙通信事業統制に關する意見」……………
4月13日	満鉄經濟調査会	「通信事業統制案に關する委員會議事録」…
5月	満鉄經濟調査会	「満蒙に於ける電氣通信事業の統制及經營案（仮決定）」……………
5月	満鉄經濟調査会	「満洲に於ける電氣通信及放送事業統制案（第一案）」……………
6月10日	満鉄經濟調査会	「満蒙に於ける電氣通信及放送事業統制案に關する委員會の件」……………
6月	満鉄經濟調査会	「満洲に於ける電氣通信及放送事業統制案」……………
7月23日	関東軍司令部	「對満洲國通信政策」……………

日本の対中国電氣通信事業投資について

注 南満州鉄道株式会社産業部『満洲關係立案計畫書類』1937年9月，満州商工会中央会

があり、また満州国領土内の電氣通信事業にもたずさわる企業を日本法人とすることから満州国側の通信主權侵害の問題もあつた。

関東軍の決定案は、「満洲國政府は其の管理下に於て自國の法律に依り満洲國電信電話會社を創立し、航空、鐵道及警備専用以外の一切の有線及無線通信事業、放送事業並に之に附帶する事業を経營せしむ。但し右會社は又日本政府の管理下に於て關東洲及滿鐵附屬地に於ける通信事業を併せ經營するものとす。右會社の創立に當り、満洲國側は現物（評価四—五百萬圓）を出資し、事業資金は主として日本側殊に事業に直接關係ある向きより募債するものとす」を根幹とするものとなつた。しかしこの案では、関東

の立案経過概要（本国に於ける）

概	要
<p>条約に基づき日本法令によって関東州および満鉄付属地を含め満州における通信事業を営む日満合弁会社（資本金4500万円）を設立、株式配当率に上限設定、「帝国駐満最高機関」は同社に対する一般的監督権を持つ、「帝国駐満軍部最高機関」は同社に対し軍事上必要な調査・指示をおこなえる、重役の過半数は日本人とする</p>	<p>関東庁に対する電信電話事業収益の補填を求める趣旨に賛成 根本方針に異存はないが、形式上門戸開放の主義への配慮を要す 発表留保</p>
<p>条約に基づき日本法令を以て日満合弁通信事業会社（資本金5000万円）を設立、その他上記陸軍省案の「帝国駐満最高機関」を関東庁長官とし「帝国駐満軍部最高機関」を関東軍司令官とした</p>	<p>条約に基づき両国それぞれ会社について規定する、株主の国籍制限、民間株式への優先配当、会社の監督は関東長官および満州国主務官庁が行なう、重要事項の最終決定は関東長官が行なう、重役構成は両国政府出資比率による、満州国側公課の全面的免除、その他基本的に前案に同じ。</p>
<p>本案に大体賛成</p>	<p>①会社株式は大蔵省所管 ②関東庁特別会計歳入減少の一般会計からの補填 ③人員の会社への引継 ④退職金支給財源の手当て 拓務省付帯決議案の①②に反対</p>
<p>協定本文においては一般のおよび軍事的な監督・命令権、公課免除などは日満対等、重役構成はそれぞれの国籍の株主の持株数に比例する、付属交換公文において協定に規定なき事項は日本法令によることと規定。</p>	

會社」『昭和財政史資料』135—001より作成

州租借地の日本側通信
権益の擁護に問題が生
じ、また日本政府の現
物出資がないので株式
所有にもとづく支配に
も弱点が残った。関東
軍は、一応これを成案
として陸軍中央に送付
したようであるが、満
鉄経済調査会にも「今
後貴調査會に於て調査
立案せらるゝものゝ参
考にせられ度」と付言
して送付し、さらに検
討を依頼している。
結局、現地では、特
殊会社方式の「民営」

第4表 満州電信電話株式会社設立

作成日	作成機関	文書件名
1932年8月8日	陸軍省	「満洲に於ける通信事業に関する件」……
		拓務省意見 通信省意見 外務省意見 大蔵省意見
9月15日	拓務省	「満洲に於ける通信事業に関する件」……
9月16日	陸軍省	「満洲に於ける通信事業に関する件」……
		各省幹事 拓務省 付帯決議案 大蔵省
12月22日	閣議決定	
1933年3月26日	日満両国政府	「満洲に於ける日満合辦通信會………社の設立に関する協定」調印
5月15日		「満洲に於ける日満合辦通信會社の設立に関する協定」批准
8月31日	満州電信電話株式会社	創立

注 南満州鉄道株式会社産業部『満洲關係立案計畫書類』1937年9月、「満州電信電話株式

路線だけがほぼ確定したにとどまった。官営では (1) 官僚的経営の弊に陥りやすい、(2) 政党その他特殊権力に支配されやすい、(3) 予算決算手続、資金調達の煩わしさがある。(4) 事業利益が一般会計に流用され事業の改善拡張が遅れるなどの問題があるのに対し、民営方式には、(1) 通信主権の侵害を緩和しやすい、(2) 営利追求のため事業能率の増進を積極的にはかる、(3) 資金調達手

続きが簡略で需要の緩急に対応ししやすいなどの利点があると認識され、何よりも(4)軍事的要求が官営よりも貫徹しやすいこと(10)から、この方式が採用されたといえる。しかし、なおも決定的な成案は得られず、以後、日本本国での満蒙委員会を中心とする立案にゆだねられることとなったのである。

(3) 設立案の決定

日本本国での立案過程を、**第四表**に示す。関東軍の決定案が得られてから二週間ほど後、陸軍省から「滿洲に於ける通信事業に関する件」が満蒙委員会幹事会決議案として提出された、この案と現地決定案との大きな違いは、(1)条約にもとづき合弁会社を設立し、(2)関東庁通信局設備を日本政府の現物出資とする点である。「条約」によることになったのは、前述した(1)滿州国の「独立国」としての体面と日本側とくに関東軍による通信実権の掌握との矛盾、(2)日本の既得権益に関東州租借地・満鉄付属地の通信権の確保と滿州全域の通信事業統一の必要性との対抗、をそれぞれ調整するためであり、必然的に民営形式を採用することになった。

しかし、この案には、「條約ニ基キ帝國ノ法令ヲ以テ該會社ヲ設立スルモノトス」という規定をはじめ、会社に対する全般的監督権や重役の過半を日本人とし、その人事や定款変更、社債募集など経営の重要事項の許可権を「帝國駐滿最高機關」に与える規定など、多くの不平等条項があつて滿州国の「体面」上の問題はまだ残されていた。また、関東庁・拓務省からは現物出資によって失われる電気通信事業収益の補償要求が出され、外務省からは「門戸開放の主義」に反するという懸念も表明されるなど、関係各省の同意も取り付けられなかった。

この陸軍省案が中央で協議された後、一九三二年九月九日付けで満鉄経済調査会は「電気通信事業統制經營に對する各案對照」を作成しており、これを**第五表**として示す。これによれば、経済調査会案は六月の決定案とほぼ同じで

第5表 満州電気通信事業統制の各案対照（1932年9月9日段階）

日本の对中国電気通信事業投資について

項目	陸軍省案	特務部案	満鉄経済調査会案
事業の範囲	満州（関東州及び満鉄付属地を含む）に於ける電気通信事業	満州（関東州及び満鉄付属地を含む）に於ける電気通信事業	満州（関東州及び満鉄付属地を含む）に於ける電気通信事業
官・民営別	民 営	民 営	民 営
会社の国籍	日本帝国	満 州 国	日本帝国
会社の性質	特許会社 関東庁通信局及び満州国施設全部を会社の所有とするもの	特許会社 関東庁通信局及び満州国施設全部を会社の所有とするもの	特許会社 関東庁通信局の施設全部を会社の所有とするも満州国電気通信事業の委託経営とする
出資区分	日本及び満州政府は現物出資 その他日満民間より株式募集 日本政府出資 現物 1,000 ~ 1,500万円 満州政府出資 現物 400 ~ 500万円 日満民間出資 公募 2,500万円 (当分の内 2分の1払込)	日本及び満州政府は現物出資 事業資金は主として日本側殊に事業に直接関係ある向き及び機械の供給者方面より募債する 軍囑託中谷彦太氏の非公式提案 日本政府 現物出資 1,500万円 全額払込 50円株 30万株 満州政府 現物出資 銀500万円 全額払込 50円株 10万株 以下1/2払込 満鉄会社 銀500万円 住友電線 } 銀 古河電気 } 1,950万円 日本無線 } 其他関係者 } 在満日満人 銀 50万円	株式は日満両国政府及び日満両国人に限る 但し日本政府及び満鉄に於てその株式の過半数を所有す（日本政府は関東庁電気通信施設を出資とす） 参考 日本政府 現物出資 1,200万円 満州現物 現物出資 600万円 日本財団其他 900万円 外に未払込額 { 満州国 600万円 { 日本財団其他 300万円
一七 実施方法	明記なし	即時原案に基づき実施	実施を容易ならしむる為暫行的に次の方法をとる 第1次 満州国側の電気通信事業は満鉄へ委任経営 第2次 前項の外に関東庁電気通信事業を満鉄業務中に併合 第3次 満鉄会社より分離独立経営せしむ

資料 満鉄経済調査会第3部作成、満鉄経済調査会『立案調査書類第十九編第一巻第一号 満洲通信事業方策』1936年7月、pp.53~54、所収。

あるが、特務部案は、陸軍省の決定に支持されて三月の「意見書」での後退から二月の原案（関東庁通信局施設も日本政府の現物出資とする）の線に復帰しかつ具体化も進められており、現地案が決定されたあととも関東軍特務部を中心に検討が続けられていたことがわかる。⁽¹¹⁾

約一カ月後の一九三二年九月一六日付け陸軍省再提案では、「日滿兩國間ニ條約乃至取極ヲ締結シ其ノ條約乃至取極ニ基キ日滿兩國ハ各々該會社ノ設立ニ關シ規定スル」⁽¹²⁾ 二重国籍法人を設立する点をはじめ、日滿間の表面的対等化がはかられ、かつ九月一五日付の拓務省案が取り入れられている。株主の国籍制限（日滿両国人および両国人が過半数の議決権を持つ法人に限る）は、五月の滿鉄經濟調査会「滿洲に於ける電氣通信及放送事業統制案（第一案）」から入っているが、陸軍省八月案では落ちていたものである。民間株式への優先配当は、配当率の上限設定と矛盾する面もあるが、民間からの資金動員に配慮したためである。しかし、この案でも、会社重要事項（定款変更・社債募集・料金決定・利益金処分）の最終決定は日本側機関である関東長官に委ねられることや、公課免除が滿州側のみ規定されるなどの不平等条項が残されていた。片務的公課免除は、関東庁財政を考慮したためであろう。

第四表にしるしたように、拓務省は、九月一九日「滿洲ニ於ケル通信事業ニ關スル件（附帯決議案）」を提出し、大蔵省がこれに反対している。大蔵省側作成と思われる九月一六日付け「滿洲通信會社設置案ニ關シ決定ヲ要スル事項」⁽¹³⁾ では、(1) 政府現物出資額の評価、(2) 民間出資に対する優先配当率、(3) 軍命令で会社に施設を行なわせた場合の補償などの問題点と共に、(4) 「滿洲通信會社株式ヲ大蔵省ノ所有トシ關東廳ニ代リ財源トシテ補充金ノ増額ヲ認ムヘキヤ」があげられている。この問題には、政府出資一四〇〇〇一五〇〇万円に対して配当率が六%ならば過去五年間の関東庁通信局通信事業の平均収益八七万円に近い配当収益が確保できるので、「六分配當維持セラルル限り此ノ方法

ヲトルモ政府ノ失フ所ハ少ク、他面大蔵大臣大株主トシテ會社ノ施設經營ニ關シ監督權ヲ行使シ得ルノ利益アリト考ヘラルルモ、會社ノ性質ヨリ見テ現在滿鐵會社ニ對スル程度ノ監督權ヲ行使シ得ルヤ疑ハシク、又ヤヤモスレハ政府配當ノ引下ヲ惹起スル危険アリ」と、否定的な見解が述べられており、これが同省の反対理由であらう。

このような問題が残ったが、陸軍省案に各省幹事は「大体賛成」し、一九三二年九月二六日まで外務省でこの要綱にもとづいて基本協定案・秘密協定案・会社定款案を作成して滿蒙委員会に付議することとなった。しかし、閣議決定までになお三カ月を費やし、しかもその間閣議で三回も見送りとなり、協定調印にはさらに三カ月を要した。条約に基づく二重国籍法人というのは確かに異例であり、三回目にも閣議で見送りになったときは、司法大臣がこの点を問題としたといわれる。⁽¹⁴⁾この間に、**第四表**にあるように、日滿「対等」化がより進められ、少なくとも協定本文には不平等条項はなくなった。いわば、滿州国電気通信事業は、現在の日米安保条約のような表面対等・實質從属の關係を規定されたのである。かくして滿州電信電話株式会社は、三三年八月三十一日、市販直後のNTT株人氣に匹敵する株式応募申し込みの殺到の中で設立されたのである。⁽¹⁵⁾

なお、冒頭に述べたように中国における電気通信事業には日本の借款投資が入っており、しかもその債権の大部分が焦げ付いていた。また、東北軍閥の無線を中心とする積極的な通信網建設も内外からの借入金に大きく依存したものであった。したがって、これらの未償還債務の処理は官営化・民営化をとわず重要問題の一つであったが、上述の設立をめぐる論争の中では争点にはならなかった。処理方針は、一九三二年七月二三日の關東軍司令部「對滿州國通信政策」ではじめて取り上げられ、「日華實業電話借款擔保に關する事項は政治又は財政問題として、又東北電話管

理處の對外對内債務に關する事項は財政問題として別に解決するものとす。但し管理處自體に於て處理するものとせば滿洲國電信會社創立に際し併せ考慮せしむ⁽¹⁶⁾と、滿洲電々から切り離す方向が打ち出され、ほぼ確定したものとされる。その後、陸軍省の三三年四月二日付「滿洲通信會社設立業務に關する件」⁽¹⁷⁾で、滿洲國政府が会社から受け取る株式配当収入の一部を償還基金に繰り入れる方針が定められている。

旧債償還問題は、そもそも中国から分離させられた滿洲國がどの借款のどれくらいの債務を繼承すべきかの確定が前提であり、債権國や中国政府との協議が不可欠であった。借款債権全体の處理方針は、一九三三年六月頃に大蔵省で検討されている。しかし、中国政府（南京政権）は、当然ながら傀儡滿洲國を承認せず、北京政権からの繼承を承認したものについては債務全額を引受けたのである。同政府が一部債務の繼承を認めたのは、經濟建設政策の遂行の障害となる各種利権を回収し、かつ中国國債の市場価格を回復して新規外債發行の条件をととのえ、また日本からの圧迫の口実を減らすためであった。⁽¹⁸⁾

それはともかく、かつて在中國事業利権を得るために供与した巨額の借款債権は、ひとたび事業そのものを掌握してしまふと、事業にとつての死錘に転化する。したがって、旧債を政府債務として事業体から切り離す措置が、その後も中国占領地傀儡政權に対して取られていったのである。

(1) 関東庁通信局「奉天支那無線電信電話設備概要」一九三二年二月（滿鉄經濟調査會『立案調査書類第十九編第一卷第一号 滿洲通信事業方策』一九三六年七月）一二二頁。

(2) 関東軍特務部「幣制、金融、財政、産業、交通ニ關スル政策概要」一九三二年二月（『昭和財政史資料』マイクロファイル MR二五七—〇〇八）。

(3) 中谷彦太「創業以前の経緯」（滿洲電々追憶記集「赤い夕陽」刊行會編『赤い夕陽』一九六五年八月）。

(4) この方策案の「要領」中の交通通信関係部分は以下の通りである。

第二 交通

- 一、滿蒙の鐵道網は軍事上及經濟上の見地より漸次統一體系の下に改編し之を帝國指導下に運営する
 - 二、大連及北鮮港灣の二大海港主義を徹底し、奥地貨物の吸集並内地生産貨物の輸出上遺憾なきを期す
 - 三、自動車、水運、航空及通信は鐵道施設と相俟て全滿交通通信の統一を期す
 - 四、鐵道、港灣に關して滿鐵、通信に關しては關東廳、航空に關しては航空會社をして管掌せしむ
 - 五、幹線道路の改良を圖り、特に自動車交通の便を圖る
- (5) やや長文であるが、以下にこの決議の全文を掲げておく。

三、滿蒙通信事業統制案

昭和七年二月十七日 於部長室

第一課、特務部

特種無線電信部 打合會

決議事項

- 一、別紙民營案ヲ第一ニ提出スルコト
- 二、委讓ヲ受ケタル場合ノ經營方針ニ關シテハ更ニ審議シ特務部、通信部ヨリ苟モ通信ニ關スル意見ヲ今後提出又ハ發表スル場合ニハ両部協議連帶スルモノトス

別紙

(一) 一般綱領

- 一、滿蒙ニ於ケル通信事業ハ有線無線電信電話及放送無線電話一切(鐵道通信ヲ除ク)ヲ包含セシメ東四省ニ屬スルモノノ外關東廳通信局所屬ノ通信施設ヲ合併シ之ヲ統一經營セシムル爲半官半民ノ特許會社ヲ設置ス
- 二、本會社ノ通信事業ハ滿蒙ノ特殊性ニ鑑ミ軍事上ノ要望ヲ充足セシムルヲ必須要件トシテ尙新國家統治上ノ要求ヲモ考慮シ經營ス
- 三、本會社ニハ新國家ヲシテ相當ノ配當保證(六分程度)ヲ爲サシム

日本の对中国電氣通信事業投資について

四、本會社ノ資本ハ日本側ニ於テ其ノ過半数ヲ擔當スルヲ主眼トシテ之ヲ定ム

(一) 會社設立要領

一、新國家建設ノ道程ニ於テハ次ノ會社設立ニ至ル迄ノ處理要領ニ基キ有線及無線ヲ併行處理セシムルト共ニ會社設立準備委員ヲ設ケ創立準備ニ任セシム

二、本會社ニ併合スヘキ通信事業次ノ如シ

イ、東四省支那側有線無線電信電話及放送無線電話等一切（鐵道通信施設ヲ除ク）

ロ、關東廳通信局所屬ノ有線電信電話及放送無線電話等一切

ハ、現鐵道通信施設ノ一部

三、綱領第二項前段ノ目的ヲ達成スル爲現役將校若干名ヲ顧問又ハ囑託トシテ本會社ノ業務ニ參畫セシメ 尚優秀ナル在郷軍人ヲ各要所ニ配置シ業務ニ從事セシム

四、本會社ノ資本ハ綱領第四項ノ趣旨ニ基キ概ネ左ノ通豫定ス

日本政府

新國家

滿鐵及其他

（日本並新國家國民ヲ含ム）

(三) 會社設立ニ至ル迄ノ處理

新國家建設ノ道程ニ於テハ關東廳及鐵道所屬ノモノハ現狀ノ通りトシ 先ツ東四省ニ屬スル通信施設ノ復活及經營ヲ行フヲ主眼トシ左ノ通分擔實施セシム

一、有線電信電話、關東軍特務部指導ノモトニ東北電政管理處

二、無線電信電話及放送無線電話等、關東軍特殊無線通信部

關東軍特務部、前掲書類。

(6) 中谷、前掲文。

(7) 注(5)に同じ。

(8) 滿鉄經濟調査会、前掲書。また、南滿州鉄道株式会社産業界部「經濟調査会立案調査書目録第一卷調査書類文獻目録」一九三七年九月(覆刻、現代史研究会『滿州關係立案計畫書類目録』一九七七年三月)。

(9) 滿鉄經濟調査会、前掲書、六頁。

(10) この得失比較は、二月一七日の打合決定に基づく関東軍特務部「通信事業民營統制案」の理由説明(滿鉄經濟調査会、前掲書、二二〇―三二一頁)にあり、さらに三月の関東軍參謀本部総務課「滿蒙通信統制並管理ニ關スル方策」(同書、三二二―三三三頁)でも、「一、軍事上ノ要求ヲ充足セシムル通信網ノ設定ハ帝國官營ニ在リテハ期待シ難シ 二、通信事業ノ發展ハ官營ニ在リテハ豫算ソノ他ノ拘束ヲ受ケ意ノ如ク文化産業經濟ノ開發ヲ助成セシムルコト能ハザルモ、特許會社ニ在リテハ事業能率ヲ向上シ之ガ目的ヲ達成シ得ルハ諸外國ノ例ヲ見ルモ瞭ナリ」と確認している。

なお、中谷によれば、関東軍内部に軍事専用線確保を要求する意見もあり、これに対して安田大佐は「作戰上の要求に合致し、かつ、さらに進んで軍機の漏洩については、特別の配慮をめぐらす。こうすることによって、通信量は増大し、経済上も有利である。君は、通信は私に任ずといったではないかと突込んで、石原中佐を説伏したので、以後は、軍内はことなく進んだと、紹介されている(中谷、前掲文、五頁)。

(11) 中谷、前掲文によれば、一九三二年九月一二日に日滿合弁電氣通信会社案に対して関東軍司令官の決済を得て一日に安田大佐が中央との折衝に向かったが、二五日に彼が上京してみると陸軍省でも賛成者は陸軍省防備課長桑原大佐だけで、參謀本部・海軍省・通信省なども反対で四面楚歌の状況であったとされている。しかし、本文に記したように、八月八日に滿蒙委員會幹事会に陸軍省案として民營案が提出され、通信省は賛成していることから、この時点で本国で全面的反対にあったとは考えにくい。

なお、この間の経過について、前掲『赤い夕陽』には梶井剛(当時通信省工務局、同省の滿州電氣電話事情調査団員、滿州電氣電話株式会社設立事務担当)と藤原保明(通信省出身、当時滿州国交通部郵務司長、滿州電氣電話株式会社設立委員)とが手記を寄せているが、中谷の主張と少しずつ食い違っている。中谷は梶井らの報滿は民營論反対運動と見ているが、梶井は、むしろ関東軍の合弁会社案に同調し、通信省の通信官營主義に基づく反対を田辺治道(通信省出身、滿州国參議)の助力を得て抑えたとしている。また藤原は、安田「中佐」と櫻井通信局長を中心に滿州国側だけの設備による会社案を作り本国に送ったのを知り、治安が不十分な滿州での通信民營は統治上危険・時期尚早だと反対し田辺治道の同意を得て東京で反対運動

を試みたが、民営で行くという軍部の意見は固まっていたので、むしろ日本側設備を現物出資することを提案し採用されたと述べている。

滿蒙委員会幹事会の諸文書には、八月の陸軍省案で関東庁通信局設備は日本政府の現物出資となり拓務省はこの歳入補填要求を出していることから、この間に藤原の工作などがあつたことがうかがえる。また、通信省幹事もこの陸軍省案に留保なしの賛成を表明していることから、梶井の主張も傍証されよう。

(12) 二重国籍法人は、それ以前には代表的対中国投資機関の一つである中日実業会社がある。同社については、坂本、前掲論文、あるいは野沢豊「民国初期の政治過程と日本の対華投資」（東京教育大学『史学研究』一六号）、大石ゼミナール（柳沢遊）「中日実業会社の設立過程とその活動—一九一〇年代日本帝国主義の中国進出についての一考察—」（東京大学経済学部インゼミ経友論集委員会編『経友論集』一九七六年九月）などを参照のこと。

(13) 「滿洲電信電話株式会社」〔昭和財政史資料〕マイクログフィルムR一三五—〇〇一〕。

(14) 中谷、前掲文。九頁。

(15) 滿洲電信電話株式会社の株式募集は、「イ、滿株ニスル爲ニ財界ノ情況ヲ考慮シテ最善ノ方法ヲ講ズルコト、ロ、拂込ノ確實ヲ期スル爲堅實ナル株主ヲ募ルコトニ努力スルコト、ハ、株主ノ分散ヲ全國的ナラシムル爲募集方法ニ就テハ最善ヲ盡スベキコト」という「根本方針」に基づいて、日滿両政府のほか日本興業銀行、滿洲中央銀行、朝鮮銀行などを主たる株主とし、金円株での四四倍という高い応募申込と、応募失権株一口五株という好成績のうちにこなされ、一六、八四六人もの株主を持つこととなった（日滿合辦通信會社設立委員會「第二次委員總會議事録」、前掲『昭和財政史資料』）。

(16) 滿鉄経済調査会、前掲書、七頁。

ここで「政治問題」といつているのは、中国政府との全般的債権整理交渉に関わらせることであり、「財政問題」とは単に滿洲国政府が債務償還を引受けることを指すものと思われる。

(17) 「滿洲電信電話株式會社」、（前掲、『昭和財政史資料』）。

この書類の中の「別紙第二 滿洲国政府ニ對スル株主配當金處分ノ件」に、次のように記されている。

本件株主配當金ハ最初年六パーセント即チ三十六萬圓ノ豫想シ之ヲ次ノ如ク處分ス

一、電政關係ノ經費

二十三萬四千圓

二、銀行借款償還金

約四萬圓

三、哈爾濱自動交換局償還金

約五萬圓

四、中日、東亞興業及中華、電政關係借款ノ償還基金 殘額即チ総額ノ一〇パーセントト見込 三萬六千圓
但シ増配ノ場合ニハ総額ノ一〇パーセントヲ(四)ニ充テ其ノ殘額ヨリ(一、二)及(三)ヲ控除シタルモノヲ一般會計ニ振入レ電政關係積缺(約百萬圓)ノ資金ニ充當ス、即チ八パーセント配當ノ場合中日、東亞興業及中華ノ借款償還基金ニ充ツル額ハ四萬八千圓トシ一般會計ニ繰入ルルモノハ十萬八千圓トス

尚財政上ノ餘裕ヲ生スル場合中日、東亞興業及中華ニ對スル借款償還基金ノ増額ニ附テハ他ノ借款ニ關スルモノト併セ考慮ス協定發表ノ際議定書ノ精神ニ照シ出資財産ニ伴フ債權ヲ尊重スヘキ旨ヲ併セ聲明スルト同時ニ前記ノ趣旨ヲ直接又ハ外交的手段ヲ通シ債權者ニ了解セシムル様處置ス

右文中で「中日」とは中日実業で、「中華」とは中華匯業銀行のことで、前者は交通部電話借款の直接債權者であり、後者は西原借款の一つの第一次有線電信借款の直接債權者であった。

(18) この点について、詳しくは拙稿「一九三〇年代前半の日本の対中国經濟政策の一側面」(野沢豊編著『中国幣制改革と國際關係』一九八一年)および「兩大戦間期日本の対中国債權問題」(國家資本輸出研究会、前掲書)、能地清「一九二〇年代日本の対中国政策の一断面——億圓借款整理を中心に」(『日本帝國主義と對外財政——能地清遺稿・追悼集』一九八五年)などを参照のこと。

二 満州電信電話株式会社の諸事業

(1) 満州電信電話株式会社の事業計画

満州電々は、「主權國家である満州國」の電気通信の実權を日本側、とくに関東軍が掌握することから生じる矛盾を回避し、かつ軍の作戦計画に対応して急速かつ柔軟に設備を整備するため、日滿両國の協定に基づく二重国籍法人として、一九三三年八月末、公称資本金五〇〇〇万円うち払込二九三七・五万円(日本政府現物出資一六五〇万円、

日本の対中国電気通信事業投資について

満州政府現物出資六〇〇万円、民間資金出資四分の一（六八七・五万円）で設立された。設立直後は、大連に本社、大連・奉天・哈爾濱の三個所に地方管理処を置き、電報電話局五〇個所、電報局一五〇個所、無線電報局二個所、電報通話取扱所一六一個所、合計三六三個所の営業拠点をもっていたが、電報局の大部分（一三〇個所）が奉天と哈爾濱の両管理処所管地域にあったのは、圧倒的に大連管理処所管地域（関東州・満鉄付属地）にあった。

この会社にどのような電気通信事業を行なわせるかについては、まず関東軍の決定案では、「満洲國の通信事業は在来の諸通信施設を整理統一し且満鐵附屬地及日本租借地のものを併せ經營し通信本來の使命を果たすの外、特に治安の維持文化の開發に供し日本に對しては通信上國境を存せざる様密に連絡するを得しめ、又滿洲をして上海と相俟つて東亞大陸に於ける電報集散の一中心地を形成せし」⁽¹⁾め、また軍事上の要請から「滿洲國通信網の構成は軍用通信網の骨幹を形成し之に配するに軍用無線有線施設を以てせば軍事上の要求を充足し得しむる如くす」⁽¹⁾るため、次のような施設を伴なうものとした。

(1) 国内通信 a、施設の廃合統一

b、警備上・經濟上の重要幹線の整備など

(2) 対日通信 a、大連・安東經由施設の拡充

b、朝鮮北部を通じる新通信路開拓

c、奉天局での無線電話、写真電送の新設

(3) 対中通信 a、山海関經由の対北京・天津地方通信路（在来）の拡充

b、芝罘・長崎經由の対上海海底電信ケーブル施設（在来）の拡充

c、大連・上海間無線電信新設

(4) 対欧通信・対米通信 在来施設の拡充

(5) 放送 大連・安東↓奉天↓長春↓哈爾濱↓齊々哈爾に出力数キロワットの放送施設を設け、この順で日本からの中継を行ない、独自番組と合せて日満露人向け放送を行ない、政治宣伝の手段とする。収益確保のため、聴取は有料とし、広告放送を実施し、ラジオ受信機の独占的製造・販売も行なう。

(6) 軍事施設 主要軍隊駐屯地間の専用電話回線と戦時供用通信線の準備

以上のように、この案では、(1) 既存通信施設の統合、(2) 軍事・警備通信施設の整備、(3) 対日通信施設の拡充、(4) 政治宣伝を主たる目的とする放送事業などが重視されるとともに、大連と奉天を中心として満州を東アジア・テレコミュニケーション・センターとする構想も見られる。

次に、設立間近の一九三三年五月一七日付事業計画案を**第六表**にしめす。同案によれば、設立後五年間に、新京⇨奉天⇨大連⇨東京を最重要幹線とする電信線および奉天を中心とする長距離電話線の整備などの電気通信線の改修・拡張に総額一八八六万円の三七・八に%あたる七三二万円を投じ、そのほか、電話器増設に三四一万円(一八%)、有線電信電話局内機器に二七四万円(一五%)、新京無線局を中心とする無線電信電話・放送設備に三〇〇万円(一六%)、県民営電話買収に九〇万円(五%)などを計上している。この案では、前年の関東軍決定案にくらべて、傀儡政権の首都である新京(長春)の満州における通信拠点としての比重が大きく増大している。また、幹線通信系統では無線通信施設よりも有線通信施設にはるかに巨額の投資が計画されており、さらに有線通信施設のうちでは電信施設より電話施設に重点がおかれている。

の事業計画案

(単位：円)

第3年度	第4年度	第5年度	合 計	
			500,000	2.65%
770,000	405,000	405,000	3,410,000	18.08%
2,000	2,000	2,000	10,000	0.05%
4,000	4,000	4,000	20,000	0.11%
1,000	1,000	1,000	5,000	0.03%
			170,000	0.90%
			150,000	0.80%
			3,000	0.20%
59,000			59,000	0.31%
72,000			72,000	0.38%
		190,000	190,000	1.01%
		150,000	150,000	0.80%
			2,200,000	11.67%
50,000			400,000	2.12%
228,000			478,000	2.53%
130,000			130,000	0.69%
500,000			500,000	2.65%
	600,000		600,000	3.18%
	160,000		160,000	0.85%
		270,000	270,000	1.43%
		300,000	300,000	1.59%
			480,000	2.55%
600,000			600,000	3.18%
400,000			400,000	2.12%
	65,000	100,000	285,000	1.51%
			18,000	0.10%
			1,000	0.01%
18,000			18,000	0.10%
			300,000	1.59%
			14,000	0.07%
			7,000	0.04%
			4,000	0.02%
			10,000	0.05%
			8,000	0.04%

立教経済学研究第四一巻四号 (一九八八年)

第6表 満州電々

	第1年度	第2年度
本社新営	250,000	250,000
電話増設	1,060,000	770,000
市内専用電話増設	2,000	2,000
公衆電話所増設	4,000	4,000
警備電鈴増設	1,000	1,000
電信線路改築	50,000	120,000
東京＝奉天間電信線増設	150,000	
奉天＝蘇家屯間電信線増設		3,000
奉天＝新京間電信線増設		
大連＝奉天間電信線増設		
新京＝東京間電信線増設		
大連＝新京間電信線増設		
有線電信電話添架及新設工事	1,750,000	450,000
電話線路改築	50,000	300,000
奉天＝新京間電話線路増設		250,000
大連＝鞍山＝奉天間電話線増設		
奉天＝山海関間電線路増設		
奉天＝安東間電話線路改築		
大連＝營口＝奉天間電話線増設		
大連＝新京間電話線増設		
奉天＝安東間電信電話線改築		
熱河省電線路補修・増設	280,000	200,000
支線路補修		
支線路増設		
電信機械改裝	20,000	100,000
奉天＝安東間電信機械改裝	18,000	
蘇家屯局電信機械移転		1,000
奉天＝四平街間電信機械改裝		
引込線及電信電話機交換機	300,000	
新京局市外交換機増設	14,000	
新京局24V電池増設	7,000	
奉天局24V電池増設	4,000	
蘇家屯局電話交換機移転		10,000
大連局市外交換機増設		8,000

日本の対中国電気通信事業投資について

第3年度	第4年度	第5年度	合 計	
			350,000	1.86%
			240,000	1.27%
			300,000	1.59%
200,000			200,000	1.06%
400,000			400,000	2.12%
85,000			85,000	0.45%
250,000			250,000	1.33%
			100,000	0.53%
150,000			150,000	0.80%
			2,050,000	10.87%
			50,000	0.27%
			200,000	1.06%
200,000			500,000	2.65%
			200,000	1.06%
			50,000	0.27%
100,000			100,000	0.53%
100,000			100,000	0.53%
20,000			40,000	0.21%
	300,000	270,000	570,000	3.02%
400,000			400,000	2.12%
500,000			500,000	2.65%
5,239,000	1,537,000	1,692,000	18,857,000	100.00%
907,669	341,940	179,773	1,644,382	8.01%
3,437,500			13,750,000	67.01%
1,235,771	1,374,833	1,530,833	5,125,606	24.98%
5,580,940	1,716,773	1,710,606	20,519,988	100.00%
341,940	179,773	18,606	1,662,988	8.10%
38.92%	49.45%	53.73%	7,312,000	38.78%
21.05%	4.23%	5.91%	2,740,000	14.53%
8.82%	0.00%	0.00%	3,000,000	15.91%
4.20%	0.00%	0.00%	890,000	4.72%

料』R-135-001より作成

	第1年度	第2年度
吉林自動交換設備	350,000	
新京・哈爾濱自動交換機設備	240,000	
伏見台電話分局自動交換機設備		300,000
新京分局自動交換機設備		
營口局自動化		
本溪湖局自動化		
鞍山局自動化		
新京・哈市・チチハル搬送式電話設備	100,000	
搬送式電話設備		
新京無線設備	1,750,000	300,000
チチハル無線設備	50,000	
新京・哈爾濱放送設備	200,000	
新京大電力放送局		500,000
洮南・吉林・ハイラル放送設備		
蘇家屯局舎新築		50,000
伏見台分局新築		100,000
鞍山局新築		
新京分局新築		
局舎改築	10,000	10,000
雑工事		
傳家甸電話局買収費		
安東・營口電話局買収費		
合計	6,660,000	3,729,000
繰越資金		215,000
払込株金	6,875,000	3,437,500
社内留保金		984,169
合計	6,875,000	4,636,669
次期繰越	215,000	907,669
通信線路関係	34.23%	35.48%
局内機械設備関係	15.81%	11.24%
無線・放送設備機械関係	30.03%	21.45%
局舎改築・新築工事関係	3.90%	10.99%

有線電話は、傍受による漏洩のおそれがなく、かつ通信内容を直接相手に伝えられるので、軍事機密などの秘密保護の点で優れているし、丈夫なケーブルを地下に埋設して用いれば、空電や風・雪害、塩害などの自然障害や人為的破壊に対しても堅牢で、安定した通信状態が確保できる。さらに、無線通信とくに無線電話には、短波無線を主体とする当時の技術水準では使用電波の周波数帯に限りがあり、日・満・華北に稠密な通信網を形成するために必要な回線数を確保しえないという限界があった。⁽³⁾また、有線電話施設のなかでは、日本語通信の便宜を本国なみに確保するとともに、中国人・朝鮮人・ロシア人などの通信需要にも応えるため、言語の違いによる障壁を緩和することをめざして、自動交換システムの拡充に重点がおかれている。

これらの設備投資は最初の三年間に集中し、とくに中核となる新京と奉天への投資がこの期間に多く見られる。その事業資金は、民間株式払込資金（六七％）と社内留保（二五％）でまかなう計画であった。しかし、これは後述する実績にくらべて、きわめて少額の見積りであった。満州電々は、営業地域である満州の人口が希薄なため収益源泉となる経済的通信需要が少ないにもかかわらず、広大なソ満国境地帯に軍事目的の電気通信網の建設を課されるので、その収益性が危ぶまれたためであろう。なお、株式募集にあたって公示された事業目論見書⁽⁴⁾では、事業計画はきわめて簡略にしている。しかし、五月一七日付事業計画案とくらべてみると、工事費概算総額でわずかに六万円少ないだけであり、またほぼ同様の「工事費概算年度割豫定」を掲げていることから、具体的内容は第六表と同じものと考えられる。

こうした事業計画にくわえ通信施設実態調査にももつぎ、満州電々は次のような設備改修・拡張計画をたてた。⁽⁵⁾

① 主要幹線をすみやかに整備強化すること。

② 最主要幹線はケーブル化し、裸線においてはローカル線以外は搬送を考慮した線路形式に統一すること。

③ 満鉄施設の利用を縮減して独自の線路を建設すること。

④ 保守受託線路（警察・航空・気象専用線）を整備すること。

⑤ 会社栄養回線（収益性のある回線）の線路設備を増強すること。

i 大連⇨奉天⇨新京の基本幹線および日満連絡回線

ii 哈爾濱・牡丹江・図們・佳木斯・錦泉等の諸都市連絡回線

iii 対朝鮮・華北回線

⑥ さしあたり無線回線の利用を強化し、有線回線との緊密化を図ること。

⑦ 主要幹線を二ルート化すること。

この方針の特徴は、⑤の「栄養回線」増強⇨収益性の追求が、設立前の事業計画よりも鮮明に打ち出されていることである。「民営」事業とした以上収益確保は当然といえるが、関東軍などが要求する膨大な設備投資に応えるためには相応の資金調達能力が必要であり、それは基本的には収益性の良否にかかっていることが、主たる理由であろう。

しかし実際には、一九三九年以降、対ソ戦争準備の一環としての「北辺振興」政策のために、経済性の薄い北部への投資に重点を置くことを余儀なくされ、さらに太平洋戦争開始以後は、物資・資材の不足の中で事実上の軍用通信回線の増強に圧迫され、「栄養回線」増強は貫徹できなかった。だが、例えば、新京⇨哈爾濱⇨牡丹江のケーブル化計画に関して、軍部は哈爾濱⇨牡丹江の工事を急務としたが、満州電々側は営業上の考慮から新京⇨哈爾濱間の工事を優先することを主張して軍部を説得したように、収益性追求をある程度はつらぬぎえた場合もあった。もともと、⁶⁾

会社の主要設備とサービス

設 備 関 係	サ ー ビ ス 関 係
熱河・北満・新京＝図們間電信の新設、鉄道幹線沿線の市内外電話線新増設、重要都市電話設備の改式、新京など無線設備新増設新京ラジオ開設	大連＝奉天間高速二重印刷電信完成、北満・熱河など電信電話通信地域の拡大、電報料金統一＝語数制実施・値上げに日本人の反対運動発生
新京無線局完成、日満電話ケーブル計画着手、哈爾濱など4放送局増強、大連外5局電話自動回線増設、吉林・齊々哈爾電話自動化	対サンフランシスコ・ベルリン・東京はじめ日満主要都市間通信連絡開始、朝鮮北部との電話連絡完成、日本人の運動により電報料金値下げ
新京本社完成、北満鉄道買収によりその公衆通信事業を接収、日満ケーブル安東＝鳳凰城間完成、北満・熱河主要地に無線増設、電話自動化促進	奉天＝天津間電信電話連絡復活、対華北和文電報、対パリ直通連絡開始、奉天＝大阪間無線電話直通連絡開始
間島省朝鮮総督府電気通信施設の買収、主要都市無電台の拡充、大連＝新京＝哈爾濱＝牡丹江間・新京＝図們間外主要電話幹線増設、電話自動化促進	電話料金の地域格差縮小、日中両語の二重放送・広告放送・ラジオ販売開始、冀東防共自治政府に電気通信拡充工事請負借款150万円を供与
大連無線局完成、日満ケーブル安東＝奉天間完成、牡丹江外2放送局開設、満州弘報協会無線の新増設、無線電信の新増設、電話新増設・自動化	大連無線所海外向け短波放送開始、華北通信工作、和文電報全面取扱、奉天＝天津間搬送線で連絡放送開始、日中戦争で華北・蒙疆へ人員派遣
日満ケーブル安東＝大阪間完成、事業拡張5カ年計画の立案、通信区域の拡大、延吉・齊々哈爾・佳木斯・海拉爾・黒河の各放送局新設、技術研究所設置	華北電々に人員派遣・出資、蒙疆より人員撤収、華北電政借款は臨時政府に継承、関東州＝華北間電信為替取扱開始・交換放送恒久化、対独伊交換放送実施
大阪・新潟・羅津に出先機関を設置し資材獲得体制を強化、营口・錦泉・富錦各放送局新設、北満に防空援護電信施設・電話網拡充	奉天＝大阪間写真電報開始、気象通知電報・医療電報制定、ノモンハン事件で人員・器材派遣、電話料金に度数制採用、第1回東亞放送協議会
日満ケーブル新京＝奉天間完成し東京と直通、高級電信機整備拡充、東北満電話網の整備拡充、通化放送局完成、建設事務所・中継統制所設置	満州＝華北間電信為替取扱開始、満州＝朝鮮間慶弔電報取扱中止、対中国電報の満州内との同一取扱を開始、哈爾濱二重放送実施
新京中央電報局新築、高級電信機増設、牡丹江・哈爾濱に臨時出張所を新設、北安放送局新設、承德・牡丹江で二重放送実施	電報電話の戦時取扱制限開始、対東京模写電報開始、電報料金割値上げ、第1回東亞電気通信協議会議決による電信電話取扱の統一化
日満ケーブル新京＝哈爾濱間完成、幹線ケーブルの地下化、東安放送局完成、東北満放送網整備	電報料金5割値上げ、防空通信の特別協定、南方占領地との連絡、資材逼迫による共同電話制推進、供給不足からラジオの販売半減
	日満華模写・写真電報取扱開始、哈爾濱放送局で日・中・露語による三重放送開始、大東亞通信会議、南方との通信範囲拡大

および満州電信電話株式会社『株主総会報告書』各年版より作成。

第7表 満州電信電話株式

年次	電局 信数	取 電報数	電話交 換局数	通話取 扱局数	電話加 入者数	放送聴 取者数
1933	局 432 16.7	万通 873 18.4	局 80 11.3	局 135 102.2	人 32,682 27.0	人 5,897 110.0
1934	504 10.1	1,034 43.9	89 32.6	273 20.5	41,498 30.4	12,384 59.6
1935	555 11.0	1,488 19.0	118 17.8	329 10.3	54,113 17.1	19,764 108.5
1936	616 11.2	1,771 18.0	139 33.8	363 12.4	63,374 16.7	41,202 103.6
1937	685 8.3	2,089 26.9	186 12.9	408 8.8	73,939 11.8	83,876 51.9
1938	742 8.1	2,650 28.7	210 10.5	444 9.5	82,630 12.9	127,417 77.3
1939	802 11.2	3,410 21.3	232 6.9	486 4.7	93,314 15.6	225,889 50.6
1940	892 7.1	4,135 3.0	248 3.6	509 2.2	107,888 9.9	340,291 33.7
1941	955 6.7	4,257	257 5.4	520 1.2	118,592 5.1	454,835 12.0
1942	1,019 1.0		271	526	124,654 — 3.3	509,321 8.0
1943	1,029				120,600	550,000

資料 大蔵省管理局編『日本人の海外活動に関する歴史的調査 通巻23冊 満州編 第2冊』

注 イタリックの数値は、伸率(%)。

収益性の高い回線は多くの通信が集中する幹線であり、それは軍事的にも重要幹線であることから、軍事的要請と収益性の追求とが絶対的に対立するわけではない。新京⇨牡丹江ケーブルの場合も、新京⇨哈爾濱がケーブル化されなければ、軍が重視した後段も十分な能力を発揮しえなかったわけである。

(2) 通信施設拡張の概要

では、実際の設備投資はいかなるものであったろうか。会社設立以後の主要な設備投資とサービスの概要を、第七表と第八表によって検討しよう。まず、量的な特徴を見れば、いずれの設備でも急速な拡張が一貫して行なわれたといつてよいが、約四カ年ずつ一九三三～三七年（満州事変期）と三七～四一年（日中戦争期）の二期に分けてみると、おおむね前半の満州事変期の方がより大きく拡大している。すなわち、第七表に掲げた設備については、電信局数では一・六倍↓一・四倍、電話交換局数では二・三倍↓一・四倍、通話取扱局数では三・〇倍↓一・三倍、また第八表の電信回線数では一・七五倍↓一・七一倍、市外電話線路延長では二・三倍↓一・四倍である。満州事変期におけるハイペースの拡大は事業計画どおり三五年までの三年間に顕著であり、日中戦争期のペースダウンはおおむね三年以降に資材の不足によって生じている。電信・電話・放送の三業務の中では、事業計画案と同様に電話設備の拡大率が高く、さらに多重通信によって電線・ケーブルの効率的利用をはかる搬送チャンネルの増大が顕著である。

この傾向はサービスの生産でも同様であり、第七表の取扱電報数では二・四倍↓二・〇倍、電話加入者数では二・三倍↓一・六倍、放送聴取者数では一四・二倍↓五・四倍となっている。なお、電報数の増大は、戦時取扱制限が実施される年まで、電信局数など電信設備の拡大ペースをほぼ全期間にわたって上まわっており、これに対して電話加入者数は満州事変期では電話設備拡大を下まわるが、日中戦争期では逆転している。さらに放送聴取者の激増が目を

引くが、満州事変期は日本人聴取者が、日中戦争期は中国人聴取者が主たる増加要因である。⁽⁷⁾これは、一九三六年のラジオ受信機の販売とセットにした普及活動と日本語・中国語（一部はロシア語）の二（三）重放送の本格化によるものとみられる。

設備とサービスの具体的内容を第七表で見ると、満州事変期では

(1)日滿電気通信幹線としての日滿ケーブルの建設（安東―奉天が完成）とともに、無線電話によるさしあたりの回線増加

(2)ソ連系北滿鉄道付属公衆通信設備や間島省朝鮮総督府通信設備、満州弘報協会無線設備などの既存設備の買収・統合

(3)満州事変後に直接の連絡が途絶していた対華北通信の復活や華北傀儡政権の電気通信施設拡張への借款投資など「華北工作」への協力

(4)対欧米直接通信の拡大

(5)設立当初の電報料金値上げの失敗

などの活動が目立つ。結局、関東軍の決定案にある(1)満州内電気通信施設の統合、(2)対日通信連絡の強化、(3)対中国通信連絡の拡充などを中心とするものであったことは明白である。また、日中戦争期では、

(1)日滿ケーブルの完成と幹線ケーブルの地下ケーブル化

(2)事業拡張五カ年計画の立案と東部・北部での通信・放送網の重点的建設

(3)ノモンハン事件などでの軍事協力と、華北をはじめとする日本による軍事占領地域との通信連絡体制の整備

会社の主要設備

電 話								放送局
自動局	手動局	取扱局	市 内 電 話		市 外 電 話		局	
			線路延長 km	回線数	搬送Ch チャンネル	線路延長 km		
						40,000	4	
						47.8	25	
11	78	273	24,070	323	19	59,029	5	
36.4	32.1	20.5	1.7	12.1	21.1	13.7	0	
15	103	329	24,468	362	23	67,102	5	
20.0	17.5	10.3	22.4	22.9	52.2	8.8	0	
18	121	368	29,938	445	35	72,981	5	
11.1	37.2	12.4	27.8	12.8	22.9	23.9	60	
20	166	408	38,264	502	43	90,444	8	
5.0	13.9	8.8	11.2	11.0	18.6	15.5	63	
21	189	444	42,533	557	51	104,473	13	
0.0	11.6	9.5	2.3	10.8	27.5	9.4	23	
21	211	486	43,516	617	65	114,322	16	
4.8	7.1	4.7	15.2	12.8	20.0	3.4	6	
22	226	509	50,134	696	78	118,193	17	
4.5	3.5	2.2	7.8	17.4	101.3	4.0	6	
23	234	520	54,046	817	157	122,952	18	

立教経済学研究第四一巻四号（一九八八年）

(4) ドイツ・イタリーなどファシズ
 △ 枢軸諸国との連絡強化

(5) 一九三九年以降の電話料への度
 数制採用（値上げ）と電報料金
 大幅値上げ

などが主要なものである。日満ケー
 ブル建設は前期からの継続事業であ
 り、軍事協力や対外通信も引き続い
 て行なわれている。ただ、通信施設
 の統合にかわって、北部および東部
 での通信・放送網の建設が、重点施
 策に上がってきている。この地域
 は、ソ連との国境地帯であって関東
 軍の対ソ作戦計画で主要戦場として
 想定され、日本からの満州移民の多
 くも張り付けられていたところであ
 った。

第8表 満州電信電話株式

年次	通信施設資産	社員数		電 信			
		総数	内日本人	回線数	線路延長	電信機	無線機
	千円	人	人(%)		km	座	台
1933	23,350	5,471	— (—)	185	—	—	—
	39.7	9.4		25.4			
34	32,621	5,983	3,442 (58)	232	42,595	634	140
	26.0	14.8	23.1	5.6	7.7	0.6	13.6
35	41,094	6,868	4,236 (62)	245	45,886	638	159
	23.2	5.4	17.6	20.8	1.7	21.9	14.5
36	50,625	7,242	4,980 (69)	296	46,670	778	182
	18.5	14.0	14.8	9.5	17.9	18.4	25.3
37	60,001	8,255	5,719 (69)	324	55,011	921	228
	16.0	17.8	21.7	4.3	— 5.5	15.2	33.3
38	69,611	9,721	6,961 (72)	338	51,982	1,061	304
	24.3	30.7	36.0	36.4	— 34.1	11.0	20.7
39	86,520	12,706	9,470 (75)	461	34,244	1,178	367
	25.4	18.1	19.3	13.0	36.6	8.9	19.9
40	108,502	15,000	11,301 (75)	521	46,781	1,283	440
	26.6	11.7	13.9	6.5	0.3	18.3	5.0
41	137,316	16,759	12,869 (77)	555	46,927	1,518	462

資料 満州電信電話株式会社『株主総会報告書』各年版より作成。

注 イタリック数値は伸び率(%), 社員数の「内日本人」の()内の数値は構成比。

また、こうした設備投資とサービスをささえるため、社外投資も行なわれた。その一覧を第九表に示す。一部に出資年が不明なものがあるが、満州事変期に設立されたものには、満州ラジオ普及会社と満州国通信社（満州弘報協会）のほかに、満州演芸協会と東亜通信調査会が考えられる。このうち東亜通信調査会は、表にもしたるように、ソ連情報収集機関であって、偽装のため「満州電電調査局」と称し、満州電々の休職社員が従事していた。満州電々の本質的特徴である軍事性のあるわれの一つといえよう。

では、満州事変期における満州電々の投資活動の特徴を示す(1)既存電

第9表 満州電信電話株式会社の投資・出資先機関

機 関 名	出資年	機 関 の 概 要
満州ラジオ普及株式会社	1935年	ラジオ聴取者の勧誘・受信機販売・聴取料徴収などのために設立したが1年で解散
満州国通信社	1936年	元満州弘報協会、電々出資後の1937年に無線電信施設を電々に統合、1941年改組・増資
華北電信電話株式会社	1938年	華北占領地域の電信電話事業会社、電々は創立以前から該事業に関与、創立後最大の社外投資先となる
満州電々建物株式会社	1941年	主として社員住宅の建設・保守のために設立した完全子会社、設立後、貸金も年350万円ずつ貸与
満州無線工業株式会社	1942年	満州(新京)に於けるラジオ受信機製造会社 月産500~1000台程度で本格的生産に至らず
満州特殊製紙株式会社	1942年	官庁・会社の反古紙の再生会社、事務用紙優先確保のために増資の際に出資したもの
通信用材株式会社	—	電柱・腕木の確保のために設立した完全子会社
八紘印刷株式会社	—	事業用式紙の印刷のために設立した
株式会社満州演芸協会	—	芸能活動の統制のために設立され、放送業務の関係で出資したもの
東亜通信調査会	—	関東軍・満州政府との共同出資の財団法人、無線傍受によるソ連情報収集機関

立教経済学研究第四一巻四号(一九八八年)

資料 『電信電話事業史』第6巻、『満州国史各論編』、満州電信電話株式会社『株主総会報告書』、対満事務局殖産課「満州関係新設会社調(未定稿)」(外交資料E1,1,0,7-1)などより作成

注 満州電信電話株式会社は「電々」と略した。

四〇

気通信施設の統合と(2)華北電気通信借款・「華北通信工作」について、やや詳しく見ておこう。

i 既存通信施設の統合

前節で簡単に述べておいたが、日本が占領する前の満州には多様な電気通信事業が展開していた。満州電々の設立当初の重要課題の一つが、これら諸施設の吸収統合であった。その概要を第一〇表に示す。

同表に「地方電話」としるしたものは県や民間の経営になる電話施設であるが、その多くは加入者が数十人から数百人の零細なものであった。たとえば奉天省内には二九局の電話局があ

第10表 満州電々会社の通信施設買収経過

年次	買収統合施設の概要
1934	地方電話局3局
35	北満鉄道の公衆通信事業 地方電話事業26局所（通遼・延吉・濱江・安東・營口・克山・蛟河） 加入者4858名
36	朝鮮総督府通信局経営の間島省内通信施設 地方電話12事業（佳木斯ほか） 加入者2366名
37	満州弘報協会の無線施設11箇所、昭和製鋼・本溪湖公司等5業者の施設電話の特殊電話化 地方電話48局所（昌図城内局・扶餘ほか） 加入者3805名
38	専用通信施設者（撫順・西安）との利用協定、警備電話系との通話範囲協定 地方電話25局所（巴彥ほか） 加入者1116名
39	満鉄との鉄道用電話中の用地外住宅電話の整理協定 地方電話12箇所（寛甸ほか） 加入者 505名
1940	鉦工業用施設電話の特殊施設用加入電話制度 地方電話3箇所（法庫・清原・興京）
41	新京中央官衙街特殊電話の総合交換所の吸収 山海関電気通信施設、軍供用華北地区電気通信施設の譲渡

資料 『電信電話株式会社株主総会報告書』各年度、および『電信電話事業史』第6巻より作成。

注 「地方電話」は占領以前から経営されていた県営および民営などの電話組織。

つたが、「官営」が四局「県営」が一〇局で、その他は「民営」などであり、うち最大規模のものは安東官督商弁電話局で加入者数八二七人、最小のものは民営の復県電話局で加入者はいなかった。⁽¹⁰⁾ また全満州で最大規模のものは、哈爾濱傅家甸（加入者数一〇九一人、自動交換設備をもつ）と營口（日中合弁企業、加入者数一六四七人、監視信号付並列複式交換機を有す）の「民営」電話であった。⁽¹¹⁾ 満州電々は、まずこうした零細な「地方電話」を買収していったのである。

「地方電話」の買収価格は、時価による資産評価額を基準におこなわれたようであるが、「これ等電話の多くの経営者は、何れもその地における有名人であり、名士である。たとえ、小規模の電話局で、利益はほとんど上がっていないくとも、電話会社の経営者であ

るということによって、他に沢山の社会的あるいは政治的・経済的信用や勢力を持っていたのである。むしろこの付随的な社会的特権の方が、われわれの目指す電話経営の利益よりも遙かに大きかった⁽¹²⁾ため、「古い伝統と利害関係を包蔵するこれらの施設買収には非常な困難が伴い、時には会社側折衝員の身体の危険さえ感ぜしめる場合もあった⁽¹³⁾」とされている。買収は一九四〇年までかかり、経営数八四、加入者数一三、四二六人であった⁽¹⁴⁾。

北滿鉄道は、長春⇨哈爾濱、滿州里⇨哈爾濱⇨綏芬河という長大な営業区間で、鉄道用電信電話施設を利用して公衆用通信も取り扱っていた。一九三五年三月のソ連・滿州国間の協定によって、滿州国がこれを買収することになり、滿州電々は公衆電気通信事業を引き継ぐこととなったが、鐵路総局に委託取り扱いとした⁽¹⁵⁾。

間島省の電気通信施設の中には、この地域に国境を接する朝鮮から多数の朝鮮人居住者が入り込んでいたことを口実に、朝鮮総督府が所有するものがあった。この施設は、「滿洲ニ於ケル日滿合辦通信會社ノ設立ニ關スル協定」付属文書で、滿州電々に対する日本政府出資には含まないことが確認されていたものである。しかし、間島省内の「地方電話」がほぼ買収されたので、一九三六年四月に滿州電々に譲渡され、同時に同施設を用いての滿州⇨朝鮮間通信連絡の協定が締結された⁽¹⁶⁾。

新聞報道の統制機関である滿州国通信社（滿州弘報協會）は、以前から合法・非合法に滿州全域にわたり多くの無電設備を設けていたが、一九三六年に滿州電々の出資を受け入れて関係会社となり、翌三七年一月にその設備を滿州電々に譲渡するとともに、特別な通信取扱の便宜を得ることとなった⁽¹⁷⁾。

以上のように、滿州の既存電気通信施設の統合は、まず占領権力に対して無力な在地の民間電話の強制的買収から始められ、ついで日本の占領によって利権行使が困難になるとともに日本の軍事干渉の口実となることを懸念したソ

連の施設が買却され、最後に日本・満州の政府機関や特殊会社の施設に広げられて行ったのである。

ii 「華北工作」への協力

華北における電気通信施設の建設は、日本側内部における外務省・旧電政借款関係者と天津軍・関東軍・満州電々との対立の中で展開した。

外務省は、第一次大戦後に西原借款を始めとする巨額の对中国借款の償還が不確実となると、その債権の整理を一貫して中国政府に要求していた。南京国民党政府は、従来北京政権時代の政治的借款は軍閥の私債であるとして債務継承を拒否していたが、満州事変後、経済建設政策を本格化する上で鉄道や電気通信事業の利権回収と新規借款受け入れのために、これら旧債の返済に応じる姿勢に転じた。このため、一九三四年十一月から三六年一月にかけて、東亜興業や中日実業などの对中国電気通信借款の整理協定締結が実現し、「一本一利」原則によって延滞利子債務を元金同額以下に切り下げながらも、月賦償還されることになった。この整理協定締結交渉に際して、外務省は斡旋交渉を行ない、中国側に月賦金の増額を求めるとともに、債権者側に対しては「整理契約成立ノ上ハ更メテ支那側支拂金ノ中ヨリ半額位ハ國策上必要ニシテ而モ採算確實ナル事業（特ニ從來ノ行懸モアリ成ルヘク電政關係事業）ニ再投資スルコト極メテ望マシキ旨説示シ⁽¹⁸⁾」てきた。この債権者への「説示」は、イギリスが、北清事変賠償金支払金を中国側に還付する代りに中国側必要物資のイギリスからの購入資金にあてさせることに成功し、重工業製品などを着々と輸出しはじめたことへの對抗策であった。⁽¹⁹⁾

中日実業とその電話関係借款資金提供者（住友・古河・三井物産・第一銀行）の一部は、外務省の要請に積極的に応じ、整理契約締結から一年ほどして、再投資の具体案作成を北京交通部顧問の辻野技師に依頼した。辻野は、一〇

カ年一五〇〇万ドルで華北五省の電話施設の拡張改良をはかり、とくに第一期では北京・天津の市内電話の自動交換を整理契約月賦金二カ年分の三五〇万ドルで賄うという「北支電話擴張十年計劃」をもって帰国した。

他方、一九三五年一月、南京国民政府が幣制改革を発表し実施に着手すると、閩東軍と天津軍は華北の南京中央からの分離工作を急ぎ、冀東地区には殷汝耕を首班とする冀東防共自治委員会を設立し「自治」を宣言させた。そして、満州電々をつうじて支配の重要手段である電気通信網を整備させようとしていた。また、本国中央では、対滿事務局が満州電々に華北電政事業の経営を委ねることの可否を検討していた。

外務省は、これに対して(1)中国側の「面子」を尊重すること、(2)列国との関係上あからさまな事業独占形式は避けるべきこと、(3)日本の関係企業には満州国型の統制は避けることなどの理由で反対し、華北電政開発投資は(1)国策と採算の調和、(2)事業経営権獲得より投資の安全性の重視、などを要件とすべきだと主張していた。しかし、現地では、まさに経営権掌握をめざして工作が展開しており、満州電々による冀東防共自治政府管内の電気通信設備改良工事請負契約交渉が進められ、一九三六年六月には契約が締結され七月には工事が始められていたのである。

外務省は原則的に辻野案を支持し、陸軍側の意向を打診したところ、次のような意見が表明された。⁽²⁰⁾

「甲、参謀本部意見

- (一) 北支政治工作指導精神ニ鑑ミ投資方針トシテハ大體本案ニ同意
- (二) 然レトモ滿洲電電系通信網トノ連絡ニ就テハ特ニ技術的ニ考慮ヲ拂ヒ
- (三) 又人的配置ニ當リテハ實質的經營權ノ要衝ヲ把握セシムル外一部放送無電等私的經營ヲ許ス範圍ニ對シテハ合辦ニ依ル會社企業ヲモ劃策スル等政權ノ移動ニ依ル利權ノ解消口實ヲ與ヘサル如ク考慮ノ事

(四) (附記) 天津軍ト密接ナル連繫下ニ實施セラル可キ事

乙、防備課意見

(一) 北支電政開發ニ對スル中日實業側計劃ハ概ネ適當ナルモ三井無線等ノ電政關係借款ヲモ逐次整理シ在支帝國電政權ヲ進展セシムル如ク配慮スルヲ要ス

(二) 滿洲電電會社ヲシテ獨占的ニ北支電政事業ヲ經營セシムルハ適當ナラサルヘシト雖モ現ニ關東軍ノ命令及駐屯軍ノ要望ニ基キ北平天津間、古北口北平間及多倫、長家口間ノ施設改善ヲ實施シツツアル情況ナルヲ以テ本邦關係者ト協調ヲ保チ電政開發ニ投資又ハ參與セシムルハ軍事上ノ見地ニ於テハ固ヨリ日滿支通信連絡上必要ナリ

(三) 通信上ノ實權ヲ把握スルニハ単ニ投資及技術指導ニ止ラス其ノ經營權ヲ獲得スルコト緊要ナリ之カ爲機ヲ見テ北支政權ヲシテ九ヶ國條約等ニ違反セサル範圍ニ於テ日滿支合資ノ通信會社ヲ設立セシムル様豫メ準備研究スルヲ要ス

外務省側は、この意見で「陸軍側ノ意嚮モ大體本案ニ賛成ナルヤニ察セラレタ」としているが、(1)滿洲電々施設との連絡、(2)経営權把握のための滿洲電々型合弁会社の設立、(3)現地軍との協調などが主張されており、必ずしも外務省の方針に賛成しているとはいえない。

一九三六年八月一三日、通信省は辻野の案を下敷きにして「北支(冀察區域)電氣通信事業擴張改良計劃案」⁽²¹⁾を作成した。この案も、東亜興業・中日実業が受け取る月賦金をもとに、五年間に総額九一七万円で北平・天津の電話自動化や山東・山西・察哈爾の通信連絡の拡充、日滿との無線連絡、放送事業などを実施するものであった。これに外

式会社の財務状況

(単位：万円)

1937年末	1938年末	1939年末	1940年末	1941年末	1942年末	1943年末
第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
6,000	6,961	8,652	10,850	13,732	15,359	17,295
614	651	787	1,297	1,885	2,503	2,983
524	681	1,050	2,023	2,502	3,028	2,845
25	125	125	248	418	605	959
137	106	—	—	350	700	1,050
383	708	653	263	265	571	340
535	399	602	951	1,128	1,071	1,549
8,219	9,631	11,869	15,631	20,279	23,836	27,022
3,625	3,625	4,313	5,563	6,813	7,500	8,750
1,168	1,641	2,310	3,021	3,547	4,277	5,034
51	51	51	51	51	51	51
2,300	2,900	3,500	4,885	7,055	9,105	10,074
422	601	570	737	1,149	926	998
203	250	424	587	790	1,086	1,212
450	564	702	787	875	890	902
8,129	9,631	11,869	15,631	20,279	23,836	27,022
993	989	1,809	3,864	5,827	2,813	2,800
933	952	1,671	3,119	4,950	2,202	—
60	37	138	545	677	461	—
—	—	—	200	200	150	—
—	—	—	4,385	5,360	3,187	2,360
654	886	1,106	1,130	682	1,510	1,656
5	8	5	19	657	56	46
-68	-103	-115	-174	-245	-340	-408
591	791	996	975	1,094	1,226	1,294
-213	-299	-406	-329	-403	-511	-579
378	491	590	646	692	715	715
151	225	310	293	306	258	200
72	112	142	183	176	187	216
9	9	9	9	9	10	10
218	218	242	303	384	436	475
7.2%	8.2%	8.4%	6.2%	5.4%	5.1%	4.8%
3.2%	3.9%	4.3%	2.7%	2.6%	2.9%	2.9%
33.6%	39.9%	44.1%	37.2%	35.0%	29.0%	22.2%

立教経済学研究第四一巻四号(一九八八年)

第11表 満州電信電話株

	1933年末	1934年末	1935年末	1936年末
	第1期	第2期	第3期	第4期
通信施設	2,335	3,262	4,109	5,062
雑施設	88	262	429	553
貯蔵品(工事用品外)	104	100	235	334
有価証券	—	—	—	13
貸金(含借款)	—	—	—	—
現金・預金	640	721	721	495
その他資産	80	177	120	291
資産総計	3,247	4,522	5,615	6,748
払込株金	2,938	2,938	2,938	3,625
諸積立金	36	176	437	774
補助金	—	51	51	51
社債・借入金	—	800	1,500	1,500
短期負債	189	251	278	295
社員関係	—	—	32	88
利益金	84	306	378	415
負債総計	3,247	4,522	5,615	6,748
起業費	—	—	1,013	1,064
合 計	—	—	846	993
通信施設	—	—	167	71
雑施設	—	—	—	—
予備費	—	—	—	—
当初予算	—	—	—	—
損益計算	109	413	537	576
営業収支	10	1	-5	6
雑収支	0	7	-26	-50
利息収支	119	420	506	532
小計	-35	-121	-167	-177
資産償却	84	299	339	355
当期利益金	15	82	133	145
利益処分	7	39	60	72
諸積立金繰入	3	9	9	9
次期繰越	59	176	176	190
役員賞与	14.7%	9.3%	9.0%	7.9%
配当金	5.9%	3.4%	3.7%	3.2%
対総資産粗収益率	18.1%	26.8%	35.2%	34.9%
対固定資産償却率				
内部留保率				

資料 満州電信電話株式会社『株主総会報告書』各年版より作成。

会社募集社債一覧

満期	償還方法	発行目的	引受先
年間	(半年~ 円以上) 随時償還	事業資金	朝鮮銀行
10	"	"	簡易保険局
"	"	"	朝鮮銀行
12	"	"	簡易保険局
"	"	"	朝鮮銀行(請負募集)
10	100,000	"	"()
"	50,000	"	簡易保険局
11	100,000	"	シンジケートA(請負募集)
"	125,000	事業資金(社債前借り返済)	"(委託募集)
"	100,000	"	"()
"	150,000	"	シンジケートB(委託募集)
"	175,000	"	シンジケートC()
"	200,000	"	"()
"	"	"	シンジケートD()
"	"	"	シンジケートE()
"	"	第1回社債借換	"()

立教経済学研究第四一巻四号(一九八八年)

野村各銀行・三井・三菱・安田・住友各信託。シンジケートBは、シンジケートAに東海・神
 一トDは、シンジケートCに日本昼夜・十五・昭和各銀行が加わる。シンジケートEは、シン

四八

務・陸軍・海軍が賛成したが、大蔵省は、
 賛否を留保した上、東亜興業・中日実業の
 借款の出資者である預金部・関係銀行・電
 話材料団には再投資が困難な事情もあると
 述べた。また天津軍も反対し、何よりも冀
 察政権が同意せず、結局、外務省・通信省
 の方向での華北電政改良拡張投資は進展を
 みなかつたのである。

他方、満州電々は、冀東政権との契約に
 よって改良・拡張工事をすすめ、山海関
 天津の搬送線路建設や通州||古北口・北平
 ・唐山の各線の改修、通州の自動電話交換
 をはじめ唐山局など二二局の電話交換機の
 整備などを実施して一九三七年四月に工事
 を完了し、八月二五日に工事請負代金(一
 五〇万円)の借款契約を締結した。工事完
 成によって奉天||天津の通信能率は向上

第12表 満州電信電話株式

発行	発行額	価格	利率	発行日	据置
	円	百円に付円	%	西暦年.月.日	年間
1回	8,000,000	100	4.5	34. 7. 20	2
2回	3,500,000	//	//	35. 7. 31	//
3回	3,500,000	//	4.3	35. 9. 20	//
4回	4,000,000	99.5	4.1	37. 6. 1	//
5回	4,000,000	//	//	37. 6. 10	//
6回	4,000,000	100	//	38. 4. 20	//
7回	2,000,000	//	//	38. 6. 1	//
8回	6,000,000	//	//	39. 10. 25	//
9回	8,000,000	//	//	40. 9. 5	//
10回	6,000,000	//	//	40. 11. 20	//
11回	10,000,000	//	//	41. 6. 20	//
12回	11,500,000	//	//	41. 10. 25	//
13回	13,500,000	//	//	42. 5. 1	//
14回	8,000,000	//	//	42. 10. 15	//
15回	8,000,000	//	//	43. 11. 15	//
16回	8,000,000	//	//	44. 7. 20	//

日本の対中国電気通信事業投資について

資料 日本興業銀行調査部『第50回全国公債社債明細表』より作成。

注1: シンジケートAは、興銀・正金・朝鮮・第一・三井・三菱・安田・第百・住友・三和
戸而銀行が加わる。シンジケートCは、シンジケートBに三和信託が加わる。シンジケ
ジケートDから三井・第一・第百・日本昼夜が消え、帝国銀行が加わる。

し、電話網は華北では充実したものとなっ
たが、電話加入者は冀東全体で一六〇〇人
ほどで「最大の唐山が四〇〇〇、次の通州が
二〇〇〇、塘沽が一〇〇他は多いのが五〇〇、
その他二、三加入の局がほとんど」⁽²²⁾であり、
この工事請負借款が現地の民間通信需要よ
りも日本側の支配の都合で進められたこと
を表している。

(3) 投資資金の調達

以上のような満州電々の活動は、軍事主
導と特徴づけられるが、これをささえる財
務を簡単に検討しておこう。第一一表に満
州電々の貸借対照表・損益計算・利益金処
分をまとめておく。

まず、上述した諸投資の価値を総括する
「通信施設」資産額は、満州事変期二・六倍
↓日中戦争期二・三倍となっており、インフ

を反映して日中戦争期の伸びの鈍化は実物にくらべて大きくはない。むしろ、満州事変期には増大率が低下するのに対して、日中戦争期には拡大傾向にある。さらに絶対額では、満州事変期には、一九三三年末の二三三三万円から三七年末の六〇〇〇万円へと三六六五万円の純増をししている。これを事業計画案（一八八六万円）とくらべれば、期間が一年少なく減価償却も行なわれているのに、じつに九四・四%も多くなっている。また、「起業費」は三五年から報告され始めるが、この膨張は三九〇四一年に顕著である。局舎や社宅などの「雑施設」はさらに急速に拡大し、三五年以降は通信施設の一割程度に達している。工事用品や補修用品などの「貯蔵品」も、三五年以後急増している。三六年には満州国通信社を皮切りとする社外投資による「有価証券」資産があらわれ、三七年には上述の冀東電政借款の未償還額が「貸金」に計上されている。こうした「通信施設」以外の諸資産は、とくに「貯蔵品」を中心に、日中戦争以後も急増し続け、その結果「通信施設」資産の総資産に対する割合は三六年の七五・〇%を頂点として漸次低下している。

「通信施設」と「雑施設」を中心とする資産膨張は、いかなる資金で賄われたであろうか。まず、株金払込徴収は、株主を募集する際に公表した事業計画書で予告したが、満州事変期ではわずかに一九三六年の一回（六八七万円）だけである。これに対し「諸積立金」と「次期繰越」は年々のフローで三三〇三七年で一〇倍にもなり、「諸積立金」ストックは三七年に一六八万円にも達している。しかしこれでは「通信施設」純増にも足りない。そこで「社債・借入金」が三四年からたてられ、三七年には二三〇〇万円もの残高になっている。設備投資資金は、基本的には「社債・借入金」に依存し、「積立金」と「株金徴収」がこれを補ったといえる。発行社債の一覧を第十二表に示したが、第三回社債までは利率こそやや高いが、割引なし・随時償還という好条件で朝鮮銀行と簡易保険局に引受けられ

ており、第四・五回は期限は延び利率は下がったが、若干の割引がおこなわれた。設備投資の急増による株金払込徴収と社債の激増に対し、ようやく三九年からシンジケートが組織されたのである。

さて「諸積立金」の急増を可能にしたのは、いうまでもなく、高い収益率である。前述のように、満州電々は、収益性の悪い広大な地域での経営と軍事的通信網建設負担のため、収益率が低いものと予想されていた。このため、創立直後に電報料金の統一化に隠れて値上げを試み、料金制度変更への反発もくわわって日本人居住民から猛烈な反対運動にあい、値下げを余儀なくされている。しかし実際には、「経済開発」にともなう通信需要の急増によって、創立直後から相当高い利益をあげた。したがって配当率の引き上げも可能であったが、監督官庁の指導で配当率は六〇に据え置かれ、内部蓄積を厚くすることができた。電信事業は赤字であったが、電話事業の大幅の黒字でこれをカバーしてこの高収益を確保した。⁽²³⁾ もっとも、「電話制度のがんといいべき架設費の全部または一部を加入者に負担させる制度を廃止すべきであり、また漸次それを実現すべく声明していたのであるが、会社財務の関係上、その存立の終期に至るまで開通料金徴収の全廃には至らなかつた」⁽²⁴⁾。「民営」でも「受益者負担」制度が維持され、高収益をあげて軍事施設への投資を保証していったといえよう。

(1) 満鉄経済調査会、前掲書、三〜一四頁。

(2) 「満洲電信電話株式会社事業収支及營業収支予算書」一九三二年五月一七日〔満洲電信電話株式会社〕『昭和財政史資料』R一三五—〇〇一)

(3) こうした電話ケーブル通信の利点については、一九三九年に通信省が立案した「東亜ニ於ケル通信ケーブル幹線ノ整備ニ關スル件」付属資料の「東亜電気通信網整備要綱説明資料」のなかで確認している。この東亜電気通信網建設計画は、第一期計画としては東京・北京・南京・上海に直通長距離電話ケーブル網を展開し、さらに南方やソビエトにも延長しようとするも

のであり、すでに完成していた東京リ奉天の無装荷電話ケーブル（日満ケーブルの主要部分）の成功をもとにしていた。
(4) 「第三 事業計画」には、第一期の五カ年計画として、次のように記されている。

「一、改修工事

現在施設の改修

二、擴張工事

有線電信電話回線の新増設

主要都市電話の新増設

無線電信電話施設の新増設

大電力放送局の新設及既設局の擴充

主要なる民營電話施設の買収

其の他雜施設の擴充

三、前二項に記載する事業を實施するに要する事業費の毎年支出すべき豫想概算額は左表（省略：筆者）の如き見込みなり。而して其の資金には第一回払込株金六、八七五、〇〇〇圓及毎年生ずべき社内保留金の外、一面低金利時代の情勢に鑑み、他面株主の利害を察し適宜資金借入の方法に依る等適切なる處置を採るべしと雖も、或は必要に依り第二年及第三年において各八分の一宛の払込を要することあるべし。」

満鉄經濟調査会、前掲書、一四六～一四八頁。

(5) 日本電信電話公社電信電話事業史編集委員会『電信電話事業史』第六卷、一九五九年、同社、三九八～四〇〇頁。

(6) 同前、四〇〇～四〇二頁。

(7) 満州電信電話株式会社『株主總會報告書』各年版によれば、聴取者数増加の日本人の寄与率は、一九三七年までは八〇％前後であるが、三八～四一年では三〇～四〇％に落ち込んでいる。

(8) 日満ケーブルは、東京と新京との約三〇〇kmを無装荷ケーブルで直通するもので、満州内は地下埋設されたものである。当時、電話回線の長距離化と、一对の電気通信線で数通話を可能とする搬送技術の發達とによって、従来電話ケーブルに使用してきたドイツのピュピンの發明になる装荷ケーブルの限界が意識され始めていた。すなわち、長距離無装荷電話ケーブ

ルでは電線間の静電容量(C)によって必要周波数帯域の高域端での回路インピーダンスが低下して信号電流の減衰がはなはだしく、これを緩和するため、電線に直列にコイル(L)を装荷しLC共振によってインピーダンスを持ち上げていたが、共振による位相歪みが大きく、また反響も起りやすいので数百kmぐらいまでの回線にしか使えず、さらに共振点以上の周波数を使用する搬送方式は全く適用できなかったのである。

この問題に取り組んだ通信省技術者たちは、一九三二年頃、安定した高利得増幅器と高域の減衰を補償する等化回路とを適当な間隔で無装荷ケーブルに挿入する方式を考案した。その後、この方式に適合するケーブルと搬送装置の開発を進めたが、「全く新しい設計で、製造したケーブルと新しく製造した搬送装置とを用いて、本格的に実施する場所としては、古い施設のある日本ではできないので、満州が選ばれ」(篠原登「無装荷ケーブル完成—東京・ハルピン三千キロ—」前掲『赤い夕陽』、七九頁)、まず、二八対の無装荷ケーブルが安東⇨鳳凰城⇨奉天に建設された。この成功によって、つづいて奉天⇨新京線、朝鮮の縦貫線である新義州⇨京城⇨釜山線と、釜山⇨福岡の海底線、福岡⇨下関⇨広島⇨大阪⇨名古屋⇨東京などが建設され、四〇年に全通したのである。使用したケーブルは住友電線・古河電工・藤倉電線の三社が製造し、搬送装置は日本電気・富士通信機が担当したが、これらの企業は通信省からの試作命令で製造上のノウハウを独占的に蓄積していた。

なお、無装荷ケーブルの成功によって、送荷方式に対する年数十万円の特許使用料の支払も停止しえたとされている。

- (9) 日本電信電話公社、前掲書、四一〇頁、および満州国史編纂刊行委員会編『満州国史(各論)』、一九七〇年、九二六頁。
- (10) 満鉄経済調査会、前掲書、六八頁の次、「奉天省内電話局調査表」。
- (11) 日本電信電話公社、前掲書、四〇七頁。
- (12) 間世田益穂「民営電話買収余話」(前掲『赤い夕陽』)、三〇頁。
- (13) 日本電信電話公社、前掲書、四〇七頁。
- (14) 同前。また満州電信電話株式会社『株主総会報告書』一九三八年年度版には、「地方電話買収ハ本年度ニ於テ大略完了セリ……斯クテ全滿ノ公衆電話ハ警備電話系ヲ除キ大體會社通話網ニ編入ヲ了セリ」と報告されている。
- (15) 日本電電公社、前掲書、四〇六〜四〇七頁。
- (16) 同前、四〇七頁。
- (17) 同前、三九〇〜三九一、四一〇頁。なお、日本の大手各新聞社や通信社は、満州をはじめ中国主要地に特派員を送っている

たが、これらの会社は無線機を私設して本社などと連絡していた。満州では、とくに満州事変開始直後の報道競争によって多数の無線機が持ち込まれ、電波管理上も問題を生じさせていた。また、関内においても、日本の同盟通信社が上海・青島・天津・漢口・北平・濟南・南京・広東・福州などに中国政府の許可を得ずに無線機を持ち込んでいることが発覚し、一九三六年八月三十一日、南京政府外交部は在南京日本大使館に抗議を申し入れている。日本外務省は、これは「事実無根」と応酬する一方で同盟通信には取扱の注意を喚起し、これらの違法な私設無線を事実上容認し保護していた（外務省東亜局第一課『昭和十一年度執務報告』第一冊、一四六～一四八頁）。

(18) 外務省東亜局第一課、前掲書、一五一頁。

(19) 一例をあげれば、中国政府は、一九三四年以来、江蘇・浙江・安徽・江西・湖北・湖南・河北・河南及山東の九省を連絡する長大な長距離電話網の建設を行なっていたが、その機材は北清事変賠償金のイギリス持分を引当として輸入されていた。

もっとも、メーカーは、主として Standard Telephones & Cables Co. (STC) や、同社は U. S. A. S International Telephone & Telegraph Co. (ITT) の系列会社であった（同上書、一四六～一四九頁）。

(20) 同上書、一五三～一五四頁。

(21) 「北支（冀察區域）電信電話擴張改良計劃案（工務局）」（支那・通信）『昭和財政史資料』マイクロフィルムR—二八二—〇一二）。

(22) 北電会『華北電電事業史』一九七五年、四四一頁。

(23) 前掲、『赤い夕陽』、三三～三七頁。

(24) 前掲、『電信電話事業史』第六卷、三九五頁。

むすびにかえて

満州事変以後、日本の対中国投資は、借款に代表される間接投資から行政権を掌握した占領地への直接事業投資にシフトしていったが、中国における占領地支配は対列国関係と民族運動への配慮から「独立国家」形式をとったた

め、実権掌握の要求との矛盾が生じた。また、日本では電気通信事業は軍事的警察的要求から伝統的に官営主義で貫かれてきたが、侵略拠点での機動的な投資への軍事的要求に対してこれが障害に転化してきた。この問題を「解決」するため、占領下満州での電気通信事業の担当機関として「二重国籍」の合弁特殊会社方式が選択されたのである。

こうして設立された満州電信電話株式会社は、満州内部では、(1)種々の既存電話施設の統廃合、(2)対日通信の整備拡充、(3)次の侵略対象であった華北への政治軍事工作を支える華北通信工作などの投資を展開して行った。このような満州電々の設立と事業とを貫くものは、軍事的要請による電気通信事業経営権の掌握であり、軍事的課題遂行による収益性への阻害は、軍事的経済開発にとまなう通信需要の激増と独占的高サービスタに支えられ、少くとも満州事変期においては顕在化しなかったのである。

満州電々設立とその後の活動をめぐっては、日本政府内部で主として対外関係への配慮と官営主義的伝統から、かなりの対立が生じた。しかし、日中戦争以後の傀儡政権下の日本占領地では満州電々のような私企業形態による実権掌握方式が定着して行ったのである。